

# 日本地震再保険の現状

## 2010

# 目次

.....	
はじめに	1
.....	
代表的な経営指標	2
.....	
地震保険と当社	4
.....	
会社の現況	5
.....	
地震保険と再保険のしくみ	12
.....	
社会貢献活動	24
.....	
資料編	25
.....	
会社の概要	26
.....	
事業の概況	30
.....	
経理の状況	35
.....	
用語の解説	42
.....	

会社概要《平成22年3月31日現在》

設　　立：昭和41年5月30日

資　本　金：10億円

総　資　産：1兆922億円

従　業　員　数：26名

〒103-0024　東京都中央区日本橋小舟町8-1

ヒューリック小舟町ビル4階

TEL 03-3664-6098

ホームページアドレス <http://www.nihonjishin.co.jp/>



取締役会長  
若林 勝三

取締役社長  
鈴木 秀夫

## はじめに

皆様には、日頃より格別のご支援を賜り厚くお礼を申し上げます。

当社は、国内唯一の、家計地震保険の再保険専門会社として昭和41年に設立されて以来、現在に至るまで再保険金の支払態勢の強化・充実に努めるとともに、その裏付けとなる資産の管理・運用にも十分意を用いてまいりました。

昨年来、サモア、ハイチ、チリなどの世界各地でマグニチュード7から8クラスの巨大地震が発生し大きな被害となりました。チリ地震では日本でも17年ぶりの大津波警報が発令され、長時間に亘り沿岸住民の避難が続くなど生活に影響を及ぼしました。また、国内では大規模な地震こそなかったものの、駿河湾を震源とする地震や伊豆半島東方沖を震源とする地震、沖縄本島近海を震源とする地震などが発生いたしました。

こうした状況から、国民の地震保険に対する関心が高まる中、地震保険の保有契約件数は、地震保険料の引き下げや地震保険料所得控除などの浸透もあって順調に増加し、平成22年3月末で1,227万件に達しました。

また、資産運用面では、円高の進行はあったものの、着実に運用益を確保することが出来ました。その結果、総資産は1兆922億円となりました。

このような環境下で、地震保険制度における当社の役割と責任は今後もいっそう重くなり、今まで以上に厳しい経営が求められてきております。当社はこうした状況に対応すべく、地震保険制度の充実・発展に積極的な役割を發揮し、地震保険に対する専門性向上や資産運用・リスク管理の強化、事業継続計画の拡充などの課題実現に向けて取り組んでいく所存でございます。

このディスクロージャー誌「日本地震再保険の現状2010」は当社の現状と活動を明らかにするために作成いたしました。当社のホームページもあわせてご覧いただき、当社の事業活動についてご理解を賜るとともにご意見を頂戴できれば幸いです。

平成22年7月

日本地震再保険株式会社

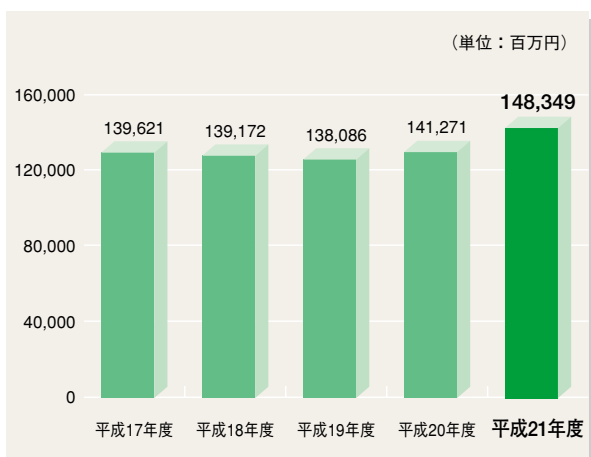
取締役社長

鈴木 秀夫

# 代表的な経営指標

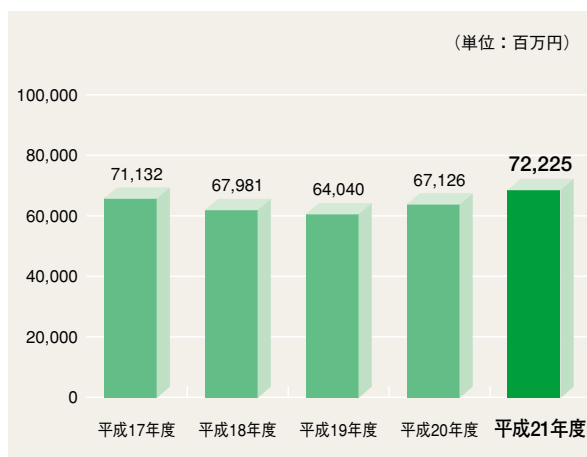
平成21年度の受再正味保険料および正味収入保険料は前年度に比べ増加しました。総資産も順調に増加し、平成22年3月末で1兆922億円となりました。また、再保険金の支払いに備えるため、資産の大部分を流動性の高い、高格付け債券で運用しています。

## 受再正味保険料



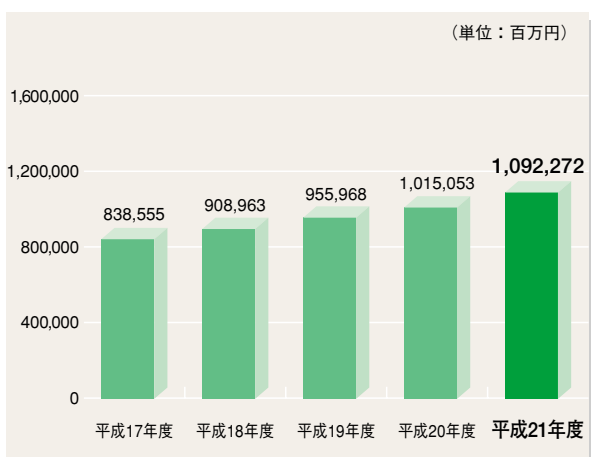
受再正味保険料とは、受再保険料（元受保険料の合計に当たります。）から、解約返戻金、その他返戻金を控除したものです。

## 正味収入保険料



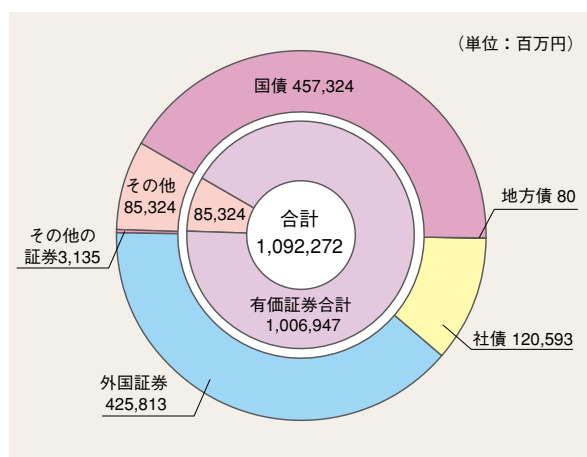
正味収入保険料とは、受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

## 総資産

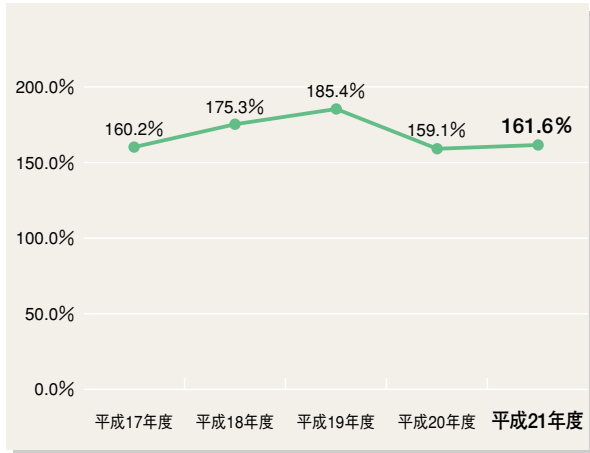


総資産とは、現金や預貯金、有価証券、固定資産等の資産の総額であり、貸借対照表上の「資産の部合計」をいいます。

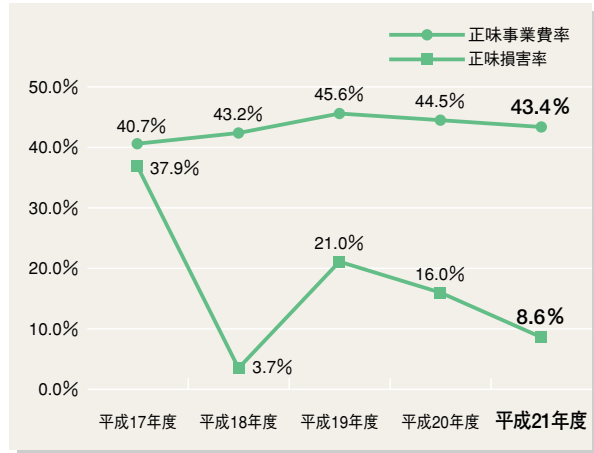
## 総資産の内訳(平成22年3月31日現在)



ソルベンシー・マージン比率



正味損害率・正味事業費率



**ソルベンシー・マージン比率とは**  
 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の見積を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。  
 当社は、「地震保険に関する法律」にもとづき政府と地震保険再保険契約を締結しており、かつ同法に、政府は保険金支払のための資金のあっせん・融通に努める旨定めているなど特別の事業形態となっていることから、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第4項により、当社のソルベンシー・マージン比率の数値は上記水準の如何にかかわらず、行政当局が行う改善命令等の発動基準の数値としては使用しないことになっています。

**正味損害率** = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料  
**正味事業費率** = 保険引受に係る事業費 ÷ 正味収入保険料

(単位：百万円)

区分	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
正味収入保険料		71,132	67,981	64,040	67,126	72,225
正味損害率		37.9%	3.7%	21.0%	16.0%	8.6%
正味事業費率		40.7%	43.2%	45.6%	44.5%	43.4%
保険引受収益		91,001	72,451	67,320	70,546	79,278
経常利益		23	143	16	200	951
当期純利益		36	△16	4	12	5
ソルベンシー・マージン比率		160.2%	175.3%	185.4%	159.1%	161.6%
純資産額		1,605	1,600	1,614	1,617	1,633
総資産額		838,555	908,963	955,968	1,015,053	1,092,272
その他有価証券評価差額金		△5	5	15	6	16
地震保険評価差額金		△9,054	△4,540	1,722	3,063	16,154

# 地震保険と当社

## 地震保険制度発足の経緯

わが国は世界的にも「地震国」といわれていますが、地震災害はその発生がきわめて不確実であることや大地震の場合には甚大な被害をもたらすことから、通常では保険としては成立しにくいものと考えられていました。そのため長年にわたり、地震保険制度について研究、論議されてきましたが、実現には至りませんでした。

しかし、昭和39年6月の新潟地震を契機に実現に向けての気運が高まり、政府と損害保険業界で保険制度を検討した結果、昭和41年5月に「地震保険に関する法律」が制定され、この法律にもとづいて家計地震保険(注)制度が発足し、当社が設立されました。

(注) 損害保険では、家庭の様々な危険に対処するために個人が加入する保険を「家計分野の保険」とし、企業が加入する保険を「企業分野の保険」として区別しています。地震保険についても個人が加入する保険を「家計地震保険」と呼び、企業向け地震保険とは商品内容を異にしています。「地震保険に関する法律」は家計地震保険を対象として制定されています。

## 会社の特色

家計地震保険は、お客様(契約者)に確実に保険金を支払えるように政府、損害保険会社、当社の三者で再保険制度(いわばセーフティネット)を組んでいます。

またお客様からお預かりした保険料は損害保険会社から切り離し、政府と当社で管理し、運用しています。

当社はこのように再保険制度の中心にあって、政府、損害保険会社、当社の三者間の再保険手続きを行うとともに、お客様からお預かりした保険料の管理・運用を行う日本で唯一の地震再保険会社です。

 再保険のしくみについてはP18の「再保険のしくみ」およびP42の「用語の解説」をご覧ください。

## 大震災への対応

当社の重要な使命は大震災の際、迅速かつ確実に再保険金を支払うことです。このため平時においても常勤役員と管理職により構成された震災対策委員会を常設して、役員および社員全員参加による大震災に備えた訓練や体制整備を毎年定期的を実施しています。

また、資産の管理・運用は保険金の支払いに支障をきたさないよう流動性(換金性)、安全性に細心の注意を払っています。

具体的には次のとおりです。

## 震災対策委員会とその活動内容

部門横断の会社組織として震災対策委員会を常設し、年間計画に基づき大地震を想定した緊急対応、再保険金支払演習等の訓練や緊急対応マニュアルの整備点検等を実施しています。

平成21年度は、震災対策委員会の下に検討チームを立ち上げ、事業継続の観点からの緊急対応マニュアルの見直しに着手し、また、「安否確認・情報伝達システム」の操作演習、目黒区防災センター「地震の学習館」での防災研修を行いました。

## 換金性の高い資産による運用

当社は、首都直下地震が発生した際などには巨額の再保険金を短期間に支払う必要に迫られます。このため、責任に見合う運用資産は常に流動性の高い、高格付けの債券を中心に運用しています。また、換金時の価格リスクを軽減するため、債券は中期債による運用を基本としています。

# 会社の現況

## 中期経営計画

当社は、平成18年6月1日に創立40周年を迎え、これを機に「信頼と飛躍」をキーワードとして10年長期展望を策定し、新たなスタートを切りました。

10年を展望した当社の目指すべき将来像として以下の2つを掲げました。

### 地震保険制度の充実・発展に積極的な役割を發揮 地震保険を通してステークホルダーから常に信頼される会社へ

この将来像の実現を目指し、具体化に向けた中期経営計画を策定し課題に取り組んでまいりました。

当年度は、平成21年度にスタートした第2次3カ年計画の2年度目にあたります。全社挙げて計画の達成に向け邁進してまいります。

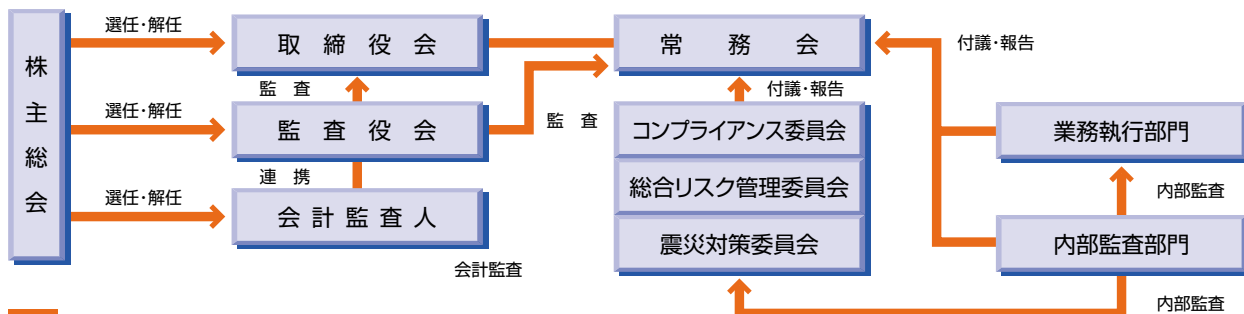
### <第2次中期経営計画 2年度目の取組み>

第2次3年計画	主な平成22年度施策(2年度目)
1.地震保険制度の改善に向けた取り組みの実施	1. 官民負担、普及促進、料率および制度改善に関する検討と情報収集
2.再保険処理データ作成等の自前化推進	2. 料率機構への委託業務の自前化拡大の検討
3.地震保険に係る各種資料の作成及び分析力の強化	3. 分析環境整備および情報分析の開始
4.新システム構築の推進とシステム基盤の強化・刷新	4. パンデミック対策としての在宅勤務体制の整備 ・震災対策に関する調査・対策案の検討 ・元受社等への情報開示サイトの立ち上げ
5.国際会計基準の動向、月次決算実施を踏まえた対応	5. 保険負債草案調査、経理システムへの影響調査
6.リスク管理機能のシステム化の構築	6. 統合リスク管理の推進とリスク分析方法の多様化、高度化 ・資産運用リスクについて、従来の枠組みにとらわれず事象を抽出し管理する
7.流動性確保を前提とした効率的運用の推進	7. 流動性、安全性を踏まえた、為替運用の効率化 ・財務部門によるリスク管理の強化および運用の効率化 ・購入枠を設けた実践運用の実施 ・円債運用枠による、運用方法の特性の把握
8.リスク分散方法および効率的なヘッジ手法の研究と実施	8. 効率的なリスク分散方法の検証
9.社員全員の業務知識のレベルアップと専門家の育成	9. 地震保険、各部門の業務をテーマにした社内勉強会の実施
10.社員の人生プランを制度面で支援	10. 新年金制度の導入
11.人事制度、職場環境改善の推進	11. 人事管理制度の見直し ・一般社員の業務遂行能力と管理職のマネジメント能力の向上
12.事業継続計画の拡充・高度化	12. 震災対策・各チーム対応マニュアルのBCPの観点からの見直し ・大震災を想定した訓練の実施
13.損害査定費用支払業務の合理化	13. 損害査定費支払業務改善策の検討
14.地震保険の周知、加入促進への積極的な取り組み	14. 地震学会での発表
15.元受社等への情報開示および情報発信の推進	15. 元受社向けHPIによるマニュアル、書式等および地震保険成績の公開
16.コーポレートガバナンスの強化	16. 情報資産保護態勢の見直し ・事務分掌・職務権限規程の全般的な見直し

## 運営体制

### コーポレート・ガバナンスの態勢

当社は、コーポレート・ガバナンスの確立を重要な経営課題と位置づけ、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、健全かつ適正な業務運営に努めています



### 委員会による運営

当社は、常務会直属の機関として、コンプライアンス委員会、総合リスク管理委員会を設置し、法令遵守、リスク管理の体制を構築して監督機能を強化、健全・透明な事業運営を目指しています。また大規模地震の発生に備え、保険金の支払体制や支払資金計画等を整備する震災対策委員会を設けて、大震災への即応体制をとっています。

各委員会の毎年の運営方針や運営状況は定期的に常務会、取締役会に付議または報告されます。

### コンプライアンス

当社は法令等の遵守を経営の最重要課題のひとつと位置付け、保険会社として求められる健全な企業風土の醸成に努めています。コンプライアンス推進体制を確立するため社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、同委員会がコンプライアンスを一元的に管理・推進していく体制としています。


また、法令遵守の促進と違法行為の防止発見のために社内相談窓口に加えて、社外に「コンプラホットライン」を設置しています。

平成22年度も引き続き、コンプライアンスに関するヒヤリングおよび全社研修を実施して、コンプライアンスの推進に努めます。

### 利益相反管理方針

当社はお客様の利益を不当に害するおそれのある「利益相反取引」を管理するため、コンプライアンス委員会を担当部署とし、コンプライアンス委員会担当役員を利益相反管理統括者とする体制を取っています。

利益相反のおそれのある取引を特定した場合には、取引条件の変更やお客様への開示等により当該お客様を保護いたします。

 震災対策委員会についてはP4の「大震災への対応」をご覧ください。



## 情報資産保護について

当社は情報資産の保護を経営の最重要課題のひとつと位置付け、その安全対策の基本方針である「セキュリティ・ポリシー」を掲げ、具体的な実施要領としての「安全対策基準」を定め、会社が取扱う情報資産の適切な保護に努めています。

特に、個人情報保護については「プライバシー・ポリシー」、「個人情報保護規程」、「個人データ安全管理基準」において、個人情報の適切な取得、利用、保管方法等について定め、適正な取り扱いを行っています。

## リスク管理の体制

金融機関の抱えるリスクは、ますます多様化、複雑化し、今後の経営の安全性、健全性を確保するため適切な管理体制の構築が重要な課題となっています。

当社におきましても、リスク管理を統括する「総合リスク管理委員会」を設置し、リスクの状況を正確に把握し、適切に管理しています。また、リスク管理体制を整備し、管理機能の強化を図っています。

### 資産運用リスク

資産運用のリスク管理は、大震災時の再保険金支払いを迅速かつ確実に行うことを第一義として、毎年のリスク管理方針に従って行っています。主なものは、以下のとおりです。

#### ●市場リスク

金利、為替に対する感応度やバリュー・アット・リスク（VaR）の計測、金利、為替の大幅な変動時の損失額の算出を行い、これらに基づいてリスク量を限定しています。

#### ●信用リスク

購入債券は格付け機関の格付けを参考に、信用力の高い発行体に限定するとともに、保有債券の信用力も常にチェックしています。また、特定企業グループや特定業種などへの集中を回避するため個別的な管理も行っています。

#### ●流動性リスク

個別債券毎の換金性を事前点検するとともに、全資産の換金性についても点検しています。

### 事務リスク

権限や事務手続き等の規程や事務処理マニュアルを常時見直し、正確で迅速な事務処理を徹底しています。また、内部監査において、規程等が網羅的かつ法令等に則っているかどうかを定期的にチェックしています。

### システムリスク

システムリスクの管理にあたっては、「セキュリティポリシー」、それに基づいた「安全対策基準」を定め、情報資産の適切な保護に努めています。

## 内部統制システム構築の基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき内部統制システム構築の基本方針を取締役会において次のとおり決議し、適切に履行しています。

### 1. 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法362条4項6号、会社法施行規則100条1項4号)

- (1) コンプライアンス体制に係る規程ならびに役員および社員が法令等を遵守した行動をとるためのコンプライアンス行動宣言を定めるとともに、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、役員および社員の教育等を行う。
- (2) 監査室を設置し、内部監査を実施することにより、内部統制の有効性および妥当性を確保する。
- (3) 上記の活動は定期的に取り締役会および常務会に報告するとともに、必要に応じ都度電磁的方法等によりステークホルダーに開示する。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 (会社法施行規則100条1項1号)

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項は、取締役会規程その他別途定める社内規程に従って管理する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (会社法施行規則100条1項2号)

- (1) リスク管理の統括的な方針であるリスク管理方針を策定するとともに、全社的リスク管理体制を規定する総合リスク管理規程を定める。
- (2) 全社的リスク管理を統括する総合リスク管理委員会を設置し、リスク管理状況を把握、適切に管理するとともにリスク管理体制の整備を行う。
- (3) リスク管理部門として、管理部リスク管理グループを設置し、リスク管理方針、規程に基づいてリスク管理を行い、その状況を定期的に取り締役会、常務会および総合リスク管理委員会に報告する。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (会社法施行規則100条1項3号)

- (1) 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- (2) 取締役会長、取締役社長、専務取締役、常務取締役および常勤監査役による常務会を設置し、経営課題に関する協議および経営報告を行う。常務会は原則として毎月1回以上開催する。

### 5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 (会社法施行規則100条1項5号)

親会社や子会社が生じた場合には、企業集団における業務の適正を確保するための措置を講ずることとする。

### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 (会社法施行規則100条3項1号)

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、その必要に応じた使用人を監査役の補助者に任命する。

### 7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項 (会社法施行規則100条3項2号)

- (1) 監査役は、前号の使用人を補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
- (2) 上記の補助者の人事異動、人事評価または懲戒処分には、常勤監査役の同意を得るものとする。

### 8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制 (会社法施行規則100条3項3号)

- (1) 監査役は、取締役会に出席するとともに常務会および各種委員会等社内重要会議に出席することができる。

- (2) 取締役（非常勤取締役を除く。）は、取締役会、常務会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。
- (3) 取締役（非常勤取締役を除く。）および使用人は、以下の事項を発見した場合には、社内規程にもとづき監査役に報告する。
- イ. 会社に著しい損害を与えるおそれのある事実
  - ロ. 重大なコンプライアンス違反
  - ハ. 就業規則に定める懲戒事由に該当する事項
  - ニ. その他上記に準ずる事項

#### 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則100条3項4号）

- (1) 監査役の過半数は社外監査役とし、対外的な透明性を確保する。
- (2) 監査役は、監査役会が承認した監査役会規程および監査役監査規程にもとづき監査を実施する。監査の実施にあたっては、公認会計士その他必要と認める者を活用する。

以上

## 監 査 ・ 検 査 の 体 制

### 社外の監査および検査

当社は、経営および業務運営全般に関して保険業法に基づく金融庁の検査および地震保険に関する法律に基づく財務省の検査の対象となっています。

またこの他に、会社法に基づき、会計監査人による会計監査を受けています。

### 社内の監査

監査役が行う会社法上の監査の他に、監査室による内部監査を行っています。

内部監査は、「会社における諸制度および諸活動の遂行状況を合法性と合理性の観点から公正かつ客観的な立場で検討、評価し、これにもとづき必要な助言、勧告を行い、会社の健全な発展と社会的な信頼向上に資すること」を目的として実施し、内部管理態勢を整備・確立することを目標としています。

平成22年度は、取締役会で決定した「内部監査方針・計画」にもとづき、保険検査マニュアル改定対応状況の監査に重点を置き、また定例監査として全部門の内部統制状況等の監査を行うこととしています。

是正・改善提言を含む監査結果は、被監査部門に通知すると共に、常務会及び取締役会に報告しています。

## トピックス

### 自然災害ワールドフォーラム台湾会議に参加

平成21年9月29日、30日に台湾で行われた「自然災害ワールドフォーラム(The World Forum of Catastrophe Programmes)」に当社の代表を派遣しました。同フォーラムは毎年開催され、各国・地域において地震や風水災等の異常自然災害による被害に対する保険・補償制度を提供している公的な機関の代表らが集まり、互いの知識と経験を共有するとともに、同様の制度の導入を目指す国への情報提供などを継続的に行っています。

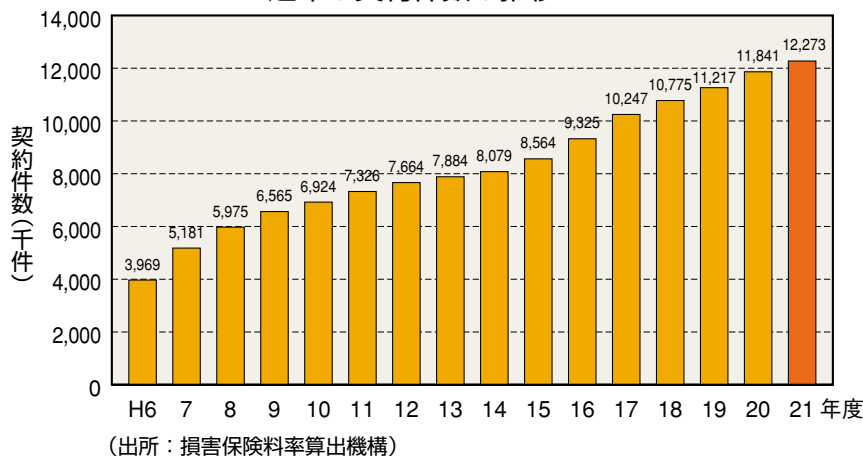
自然災害ワールドフォーラム：

<http://www.wfcprogrammes.com/>



### 地震保険契約件数が1,227万件に

近年の契約件数の推移



平成22年3月末現在の地震保険の契約件数が、前年同期より約43万件(3.6%)増加し、1,227万件に達しました。財務省および損保業界による広報や保険募集時の地震リスクについての啓蒙などの継続的な活動に加え、平成21年8月の駿河湾を震源とする地震などの発生により、国民の防災意識がさらに向上したため、一層普及が拡大しています。

### 政策評価の重要対象分野に選定

総務大臣の諮問機関である政策評価・独立行政法人評価委員会により、平成21年度の政策評価の重要対象分野として「地震対策」が選定され、その一つとして地震保険が取り上げられました。所管行政庁である財務省は、地震保険の施策に限らず関連する様々な観点から詳細な評価を実施し、その結果を評価書としてまとめ公表しています。

財務省平成21年度政策評価書：

<http://www.mof.go.jp/jouhou/hyouka/honsyou/21nendo/hyoukasho/hyoukasho-top.htm>

### 地震保険の「建物の構造区分」および「普通保険約款」の改定

損害保険料率算出機構は平成20年11月28日付および平成21年3月25日付で金融庁に地震保険基準料率の変更に関しての届出を行いました。これを受け、平成22年1月1日に地震保険の「建物の構造区分」および「普通保険約款」が改定され、わかりやすくなりました。(「建物の構造区分」の改定については、住宅金融支援機構特約火災保険等の特約火災保険に付帯する地震保険は対象外となります。)

(財)日本損害保険協会：<http://www.sonpo.or.jp/useful/insurance/jishin/index.html>

## 地震再保険事務システムの構築

地震再保険業務の充実・拡張に向けたシステム基盤構築およびセキュリティ強化のため、平成19年度より全面刷新を進めてまいりました地震再保険業務システムの再構築プロジェクトが平成21年12月に完了いたしました。このシステムの稼働により再保険金支払体制の強化、損害保険料率算出機構に委託していた地震再保険事務関連業務の自前化、地震保険契約データの蓄積とその分析・活用が可能となりました。

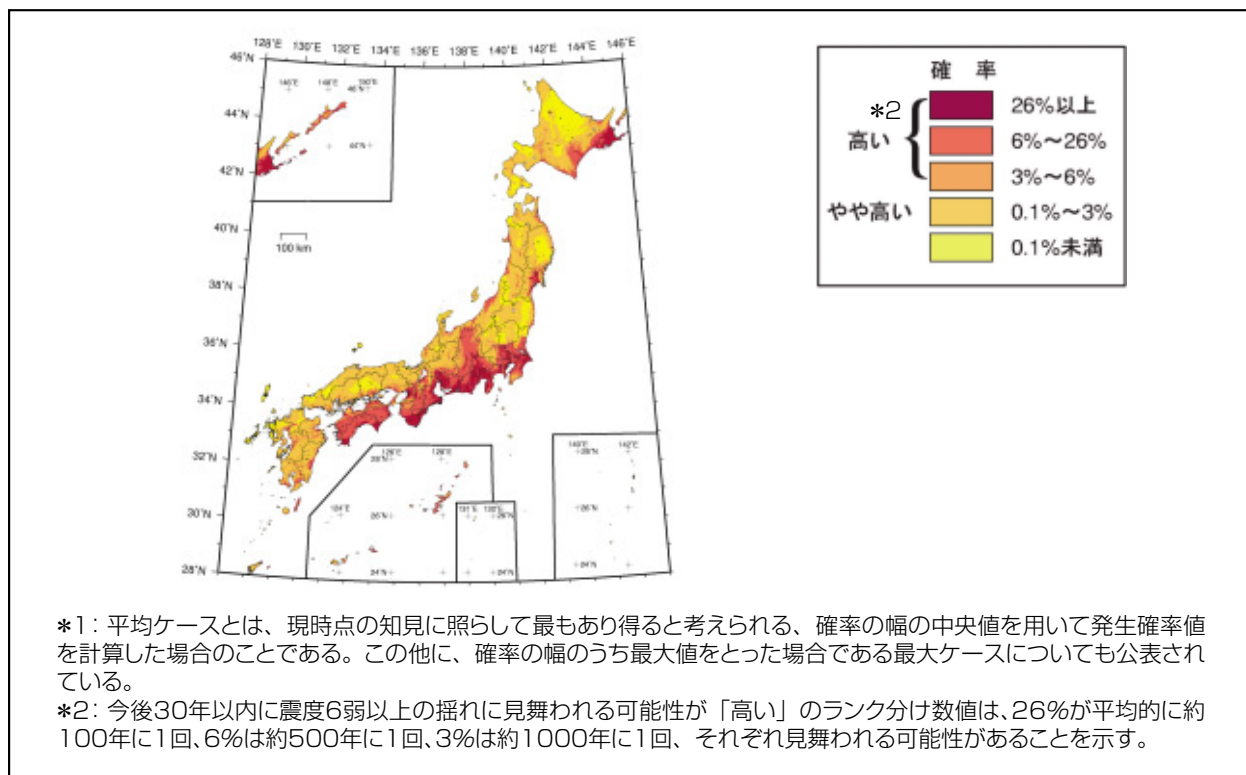
この新しいシステムを活用し、地震保険制度の充実・発展により積極的な役割を發揮してまいります。

## 全国地震動予測地図の公表

政府の機関である地震調査研究推進本部（※）は、平成17年3月に「全国を概観した地震動予測地図」を作成しましたが、引き続き地震動予測手法や地下構造モデルなどの改良、手法高度化を進め、平成21年7月にその成果を「全国地震動予測地図」として公表しました。平成22年7月には、算定基準日を平成22年1月1日として更新した「2010年版」がとりまとめられています。

地震調査研究推進本部：http://www.jishin.go.jp/main/index.html

今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率（平均ケース\*1）（基準日：2010年1月1日）



（出所：地震調査研究推進本部「全国地震動予測地図2010年版」報告書）

### ※地震調査研究推進本部

阪神・淡路大震災を契機に、地震調査研究の推進体制の整備等を目的として、地震防災対策特別措置法が制定され、同法に基づき、平成7年7月に地震調査研究推進本部が設置されました。平成17年3月に「全国を概観した地震動予測地図」として「確率論的地震動予測地図」と「震源断層を特定した地震動予測地図」の2種類の地図を公表しました。

# 地震保険と再保険のしくみ

地震保険は、居住の用に供する建物またはそれに収容される家財（生活用動産）を対象とする火災保険にセットして契約することになっており、地震保険のみを単独で契約することはできません。火災保険を契約する際、地震保険を希望しない場合には、保険契約申込書の「地震保険ご確認」欄に押印が必要です。

また、現在ご契約の火災保険の契約時に地震保険を契約しなかった場合でも、保険期間の途中から地震保険を契約することもできます。なお、警戒宣言\*が発せられた場合、契約できなくなる地域があります。

※詳しくは警戒宣言が発令された時 (P17)、用語の解説 (P42) をご覧ください。

## 補償される損害

地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害

・火災保険では、①地震等による火災（およびその延焼、拡大損害）によって生じた損害②火災が地震等によって延焼、拡大したことにより生じた損害はいずれも補償の対象とはなりません。これらの損害を補償するためには地震保険が必要です。

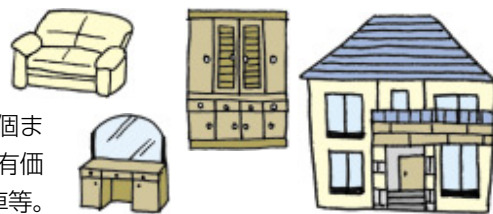


## 保険の対象

居住の用に供する建物または家財（生活用動産）

以下のものは対象外となります。

工場、事務所専用の建物など住居として使用されない建物、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石・骨とう、通貨、有価証券（小切手、株券、商品券等）、預貯金証書、印紙、切手、自動車等。



## 保険期間

短期、1年または長期(2年～5年)

## 保険金額

火災保険（※）の保険金額の30%～50%の範囲内で地震保険の保険金額を契約者に設定していただきます。ただし、建物は5,000万円（※）、家財は1,000万円が限度です。

(※)火災保険

普通火災保険、住宅火災保険、住宅総合保険、積立火災保険、積立火災総合保険、積立生活総合保険、店舗総合保険等

(※)マンション等の区分所有建物の保険金額は、各区分所有者ごとに専有部分と共有持分を合わせて、5,000万円が限度となります。

## 保険金の支払

地震保険では、保険の対象である建物または家財が全損、半損または一部損となったときに保険金が支払われます。

保険の対象	損害の程度	保険金支払額
建物・家財	全 損	保険金額の100%〔時価(※)が限度〕
	半 損	保険金額の 50%〔時価の50%が限度〕
	一 部 損	保険金額の 5%〔時価の5%が限度〕



### 損害の認定基準

「全損」「半損」「一部損」とは、次の場合をいいます。

損害の程度	建 物		家 財
	主要構造部の損害額	焼失、流失した床面積 (一部損は床上浸水等)	家財の損害額
全 損	建物の時価の 50%以上	建物の延床面積の 70%以上	家財の時価の 80%以上
半 損	建物の時価の 20%以上50%未満	建物の延床面積の 20%以上70%未満	家財の時価の 30%以上80%未満
一 部 損	建物の時価の 3%以上20%未満	建物が床上浸水または地盤面 から45cmを超える浸水を受 け損害が生じた場合で、全損 ・半損に至らない場合	家財の時価の 10%以上30%未満

### 保険金をお支払いできない主な場合

- 故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- 地震等が発生した翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
- 戦争、内乱などによる損害
- 地震等の際の紛失・盗難の場合

## 保険金総支払限度額

1回の地震等につき支払われる保険金の総支払限度額(※)は、平成20年4月に改定され、5兆5,000億円となっています。(なお、平成21年4月に、当社、損害保険会社および政府の責任限度額や責任負担の方法が改定されています。詳細はP20をご覧ください。)

支払うべき保険金の総額が総支払限度額を超過する場合、法律によって各契約ごとの保険金を削減することができます。

#### ※時価

新築価額から、使用年数に相当する減価額を控除した価額をいいます。

#### ※総支払限度額

「地震保険に関する法律」にもとづき、1回の地震等により政府および民間保険会社が支払う保険金の総支払限度額が定められています。詳しくは当社、損害保険会社および政府の保険責任(P20)、用語の解説(P43)をご覧ください。

## 保険料率

地震保険料率は、「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき、損害保険料率算出機構が算出しており、将来の保険金の支払いに充てられる部分である「純保険料率」と保険会社の経費および代理店手数料等に充てられる部分である「付加保険料率」から構成されています。

地震保険料率＝純保険料率＋付加保険料率

「純保険料率」は、政府の機関である地震調査研究推進本部が「確率的地震動予測地図」を作成する際に使われた、今後被害をもたらす可能性があるとして想定した全ての地震（震源数：約73万震源モデル）を対象として算出しています。

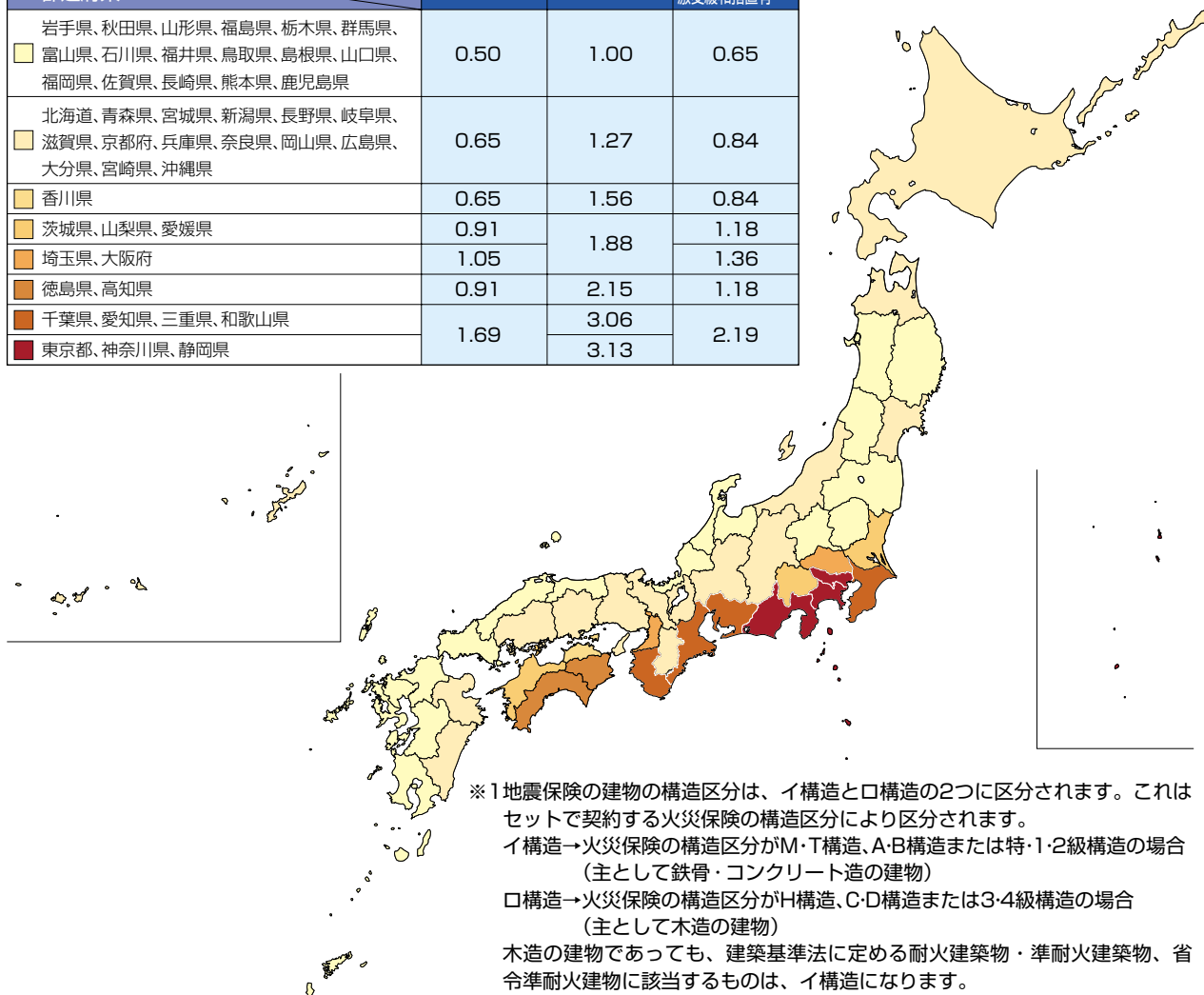
実際に適用される保険料率は、保険の対象である建物および家財を収容する建物の構造別、所在地別に定めている基本料率に、耐震性能に応じた割引率（所定の確認資料が必要です。）を乗じることにより計算します。

### 基本料率(建物、家財とも)

基本料率は保険の対象である**建物**および**家財**を収容する建物の**構造**、**所在地**により決定します。

保険金額1,000円あたり保険期間1年につき （単位：円）

都道府県	構造	構造別		
		イ構造※1	ロ構造※1	
			激変緩和措置有※2	
岩手県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、 富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県、山口県、 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県		0.50	1.00	0.65
北海道、青森県、宮城県、新潟県、長野県、岐阜県、 滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、 大分県、宮崎県、沖縄県		0.65	1.27	0.84
香川県		0.65	1.56	0.84
茨城県、山梨県、愛媛県		0.91	1.88	1.18
埼玉県、大阪府		1.05		1.36
徳島県、高知県		0.91	2.15	1.18
千葉県、愛知県、三重県、和歌山県		1.69	3.06	2.19
東京都、神奈川県、静岡県			3.13	



※1 地震保険の建物の構造区分は、イ構造とロ構造の2つに区分されます。これはセットで契約する火災保険の構造区分により区分されます。

イ構造→火災保険の構造区分がM・T構造、A・B構造または特・1・2級構造の場合  
（主として鉄骨・コンクリート造の建物）

ロ構造→火災保険の構造区分がH構造、C・D構造または3・4級構造の場合  
（主として木造の建物）

木造の建物であっても、建築基準法に定める耐火建築物・準耐火建築物、省令準耐火建物に該当するものは、イ構造になります。

※2「激変緩和措置」は、構造区分の判定基準の改定（平成22年1月1日実施）前から継続している火災保険に付帯する地震保険において、その改定により基準料率が引き上げとなる場合（具体的には、改定前の基準であればイ構造とされたものが、改定後にはロ構造とされる場合）に適用されます。これにより、経過措置が適用される区分を設けて極端な引き上げとならないよう調整を行っています。

地震調査研究推進本部についてはP11をご覧ください。



## 割引率

以下の(イ)・(ロ)・(ハ)・(ニ)の場合に、前頁の**基本料率が割り引かれます**。ただし、重複適用はできません。なお、割引の適用を行うためには、所定の確認資料が必要となります。

## (イ) 免震建築物割引

法律にもとづき定められた**免震建築物** (※) である建物またはその建物に収容された家財

割引率	30%
-----	-----

## (ロ) 耐震等級割引率

法律にもとづき定められた**耐震等級** (※) に該当する建物またはその建物に収容された家財

耐震等級	1	2	3
割引率	10%	20%	30%

## (ハ) 耐震診断割引

耐震診断または耐震改修の結果、法律の規定と同等の**耐震性能を有すること** (※) が確認できた建物またはその建物に収容された家財

割引率	10%
-----	-----

## (ニ) 建築年割引率

昭和56年6月以降に**新築**された建物またはその建物に収容された家財

割引率	10%
-----	-----

## ※免震建築物

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく日本住宅性能表示基準に定められた表示事項により免震建築物であると評価された建築物を指します。

## ※耐震等級

住宅の耐震等級とは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく日本住宅性能表示基準に定められた表示事項の一つである耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」において住宅の耐震性能を評価した指標のことをいい、次のとおり定められています。

耐震等級3	極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊・崩壊しない程度
耐震等級2	極めて稀に発生する地震による力の1.25倍の力に対して倒壊・崩壊しない程度
耐震等級1	極めて稀に発生する地震による力に対して倒壊・崩壊しない程度

## ※耐震性能を有すること

建築基準法に定める現行耐震基準に適合することを指します。

## 長期契約の料率

長期契約(2年～5年、長期保険保険料払込特約条項を付した契約)の保険料率は、基本料率と割引率から算出された料率に以下の長期係数を乗じたものとなります。

期 間	2 年	3 年	4 年	5 年
係 数	1.90	2.75	3.60	4.45

## 保険料計算例

所在地：兵庫県、建物構造：口構造（木造）、建築年月：平成12年1月の建物の場合  
主契約となる火災保険の保険金額：建物2,000万円、家財600万円

- 地震保険の保険金額を決定：ここでは、付保割合（※）を50%とします。  
建物の保険金額の計算：火災保険の保険金額×50%=1,000万円  
家財の保険金額の計算：火災保険の保険金額×50%=300万円
- 保険料率を確認：兵庫県の口構造の基本料率→1.27
- 割引率の確認：昭和56年6月以降新築→建築年割引を適用し、割引率は10%

建物  
地震保険料の計算： $10,000 \text{千円} \times \underbrace{1.27 \times (100\% - 10\%)}_{1.14} = 11,400 \text{円}$

家財  
地震保険料の計算： $3,000 \text{千円} \times \underbrace{1.27 \times (100\% - 10\%)}_{1.14} = 3,420 \text{円}$

## 地震保険料控除制度

平成19年1月から地震保険料控除が創設されています。地震保険の払込保険料に応じて、一定の額（所得税は最高5万円、個人住民税は最高2万5千円）がその年の契約者（保険料負担者）の課税所得から差し引かれ、税負担が軽減されます。

※経過処置として以下の要件を満たす一定の長期損害保険契約等に係る損害保険料については、地震保険料控除の対象とすることができます。

- 平成18年12月31日までに締結した契約（保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後のものは除く）
- 満期返戻金等のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の契約
- 平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの

ただし、ある一つの損害保険契約等又はある一つの長期損害保険契約等が、地震保険契約と一定の長期損害保険契約のいずれにも該当する場合には、納税者の選択によりいずれか一つの契約のみに該当するものとして控除額を計算します。

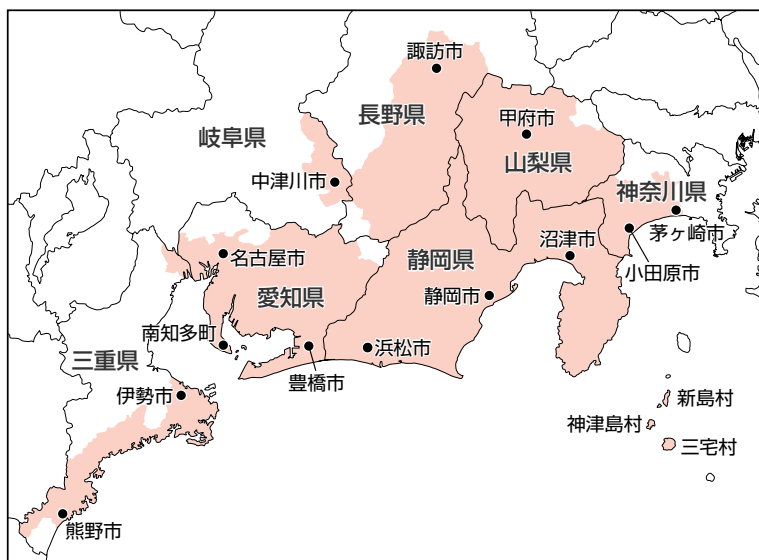
### ※付保割合

火災保険金額に対する地震保険金額の割合を指します。地震保険では30～50%の範囲内で設定することとなっています。

### 【参考】警戒宣言が発令されたとき

大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令されたときは、同法で指定する東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険（新規・増額）はお引き受けできません（前年同条件での更改契約を除く）。

東海地震に係る地震防災対策強化地域（平成22年4月1日現在）



## 再保険のしくみ

巨大地震等が発生した場合、多額の保険金の支払いが予想されますが、損害保険会社の支払能力には限度がありますので、再保険によって政府が保険責任を分担するという官民一体の制度となっています。

当社は、損害保険会社が引き受けた地震保険契約の全責任を再保険により引き受け、その責任を均質化して損害保険会社および政府に対しそれぞれの限度額に応じて再々保険し、その残余の責任額を負担しています。

### 損害保険会社から当社への再保険〔地震保険再保険特約(A)〕…A特約

日本国内で営業している損害保険各社と当社との間で再保険特約を締結しており、この再保険特約によって損害保険会社は「地震保険に関する法律」にもとづいて引き受けた地震保険契約の保険責任の全額をもれなく当社に再保険し、当社は拒否することなくこれを引き受けることが定められています。

### 当社から損害保険会社への再々保険〔地震保険再保険特約(B)〕…B特約

当社は、損害保険会社と個別に再保険特約を締結して、A特約によって引き受けた保険責任のうちの一部を損害保険会社に再々保険しています。損害保険各社の引き受け割合は、地震保険の危険準備金残高などに応じて決められています。

### 当社から政府への再々保険〔地震保険超過損害額再保険契約〕…C契約


当社は、政府と地震保険超過損害額再保険契約を締結して、A特約によって引き受けた保険責任のうち国会で承認された責任限度額を政府に再々保険しています。

## 保険金支払いのしくみ

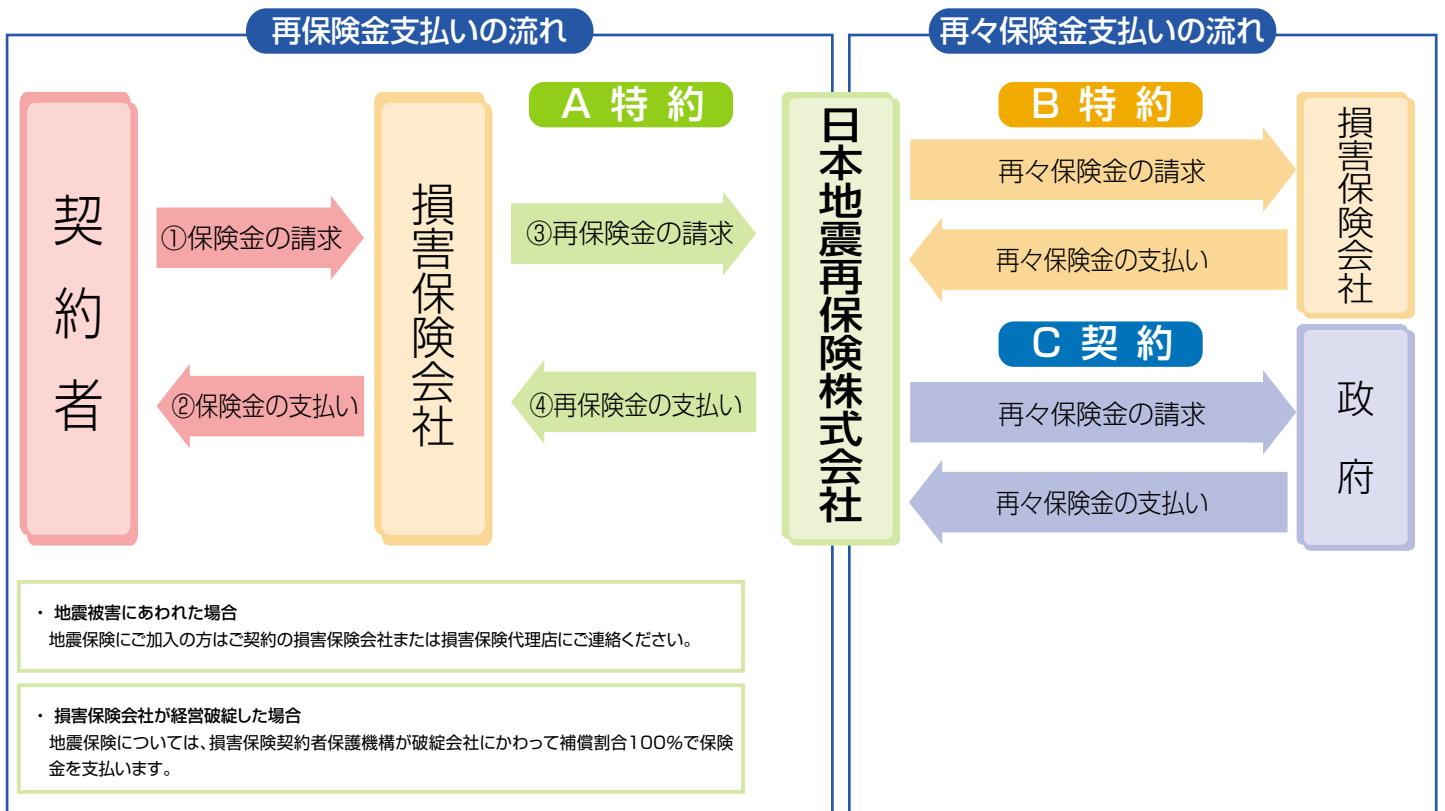
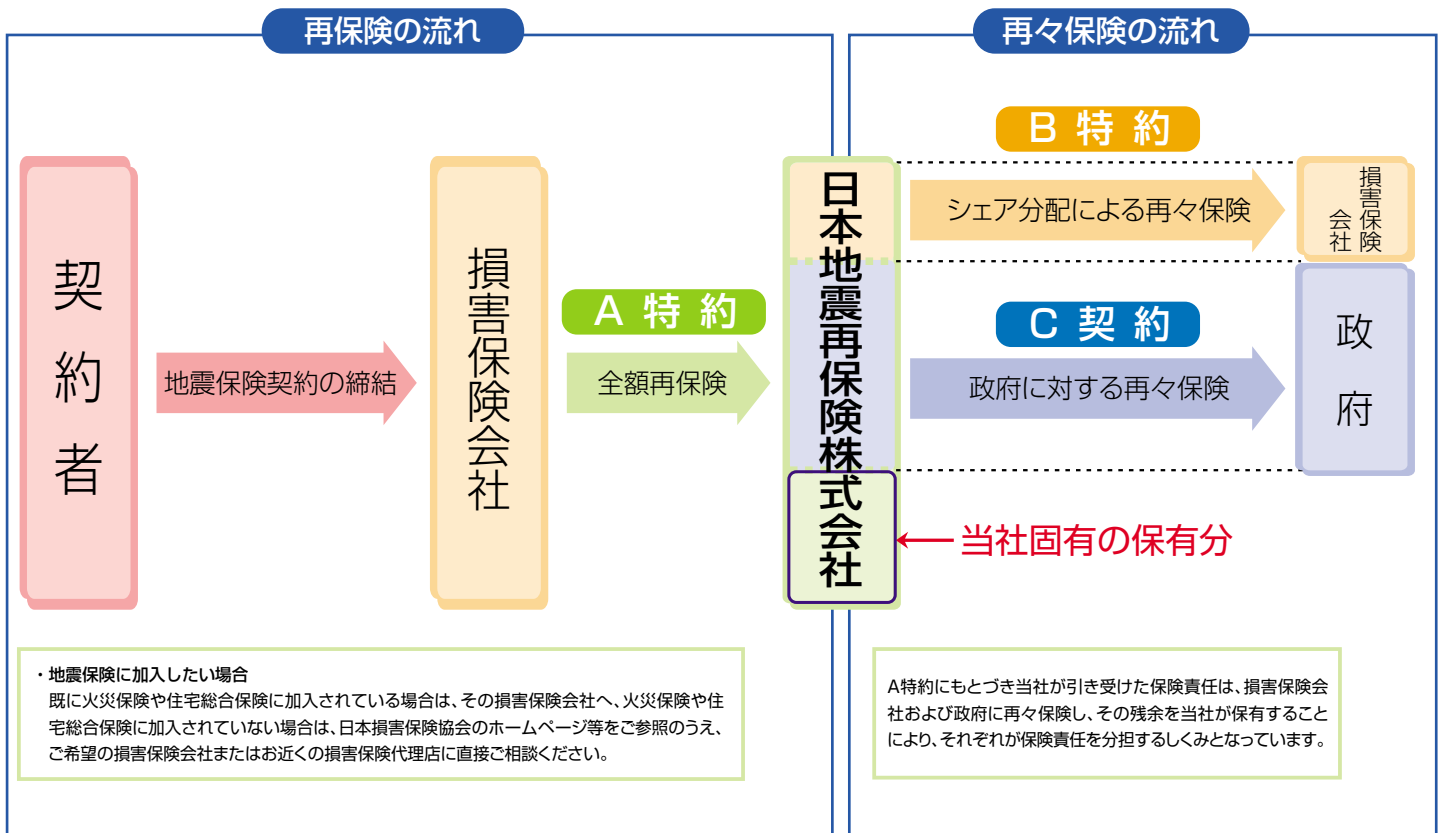
地震等によって損害が生じたときは、契約者が損害保険会社へ保険金の請求をした後、損害保険会社は契約者へ保険金を支払います。

契約者へ保険金を支払った損害保険会社は、その支払った保険金の全額を再保険金として当社へ請求し、当社は損害保険会社へ再保険金を全額支払います。

したがって、当社の再保険金の支払額は、損害保険会社より契約者に支払った保険金と同額となります。

 地震保険制度発足以来の再保険金支払額についてはP22をご覧ください。

## 地震保険再保険の流れ

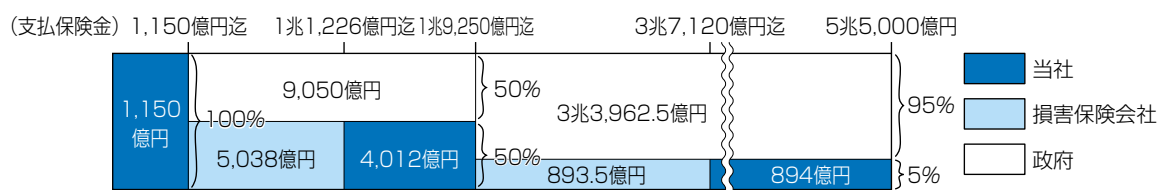


## 当社、損害保険会社および政府の保険責任

当社、損害保険会社および政府それぞれの責任限度額\*や責任負担の方法を簡単に図示したものが再保険スキームです。

平成21年4月1日に以下のとおり改定されました。

### 負担方法(再保険スキーム)



### 責任限度額

当 社	6,056 億円
損 害 保 険 会 社	5,931.5億円
政 府	4兆3,012.5億円
合計(保険金総支払限度額)	5兆5,000 億円

※責任限度額についてはP42の「用語の解説」をご覧ください。

### 平成21年度末での当社、損害保険会社の危険準備金および政府責任準備金の残高

契約者が支払った保険料のうち純保険料部分を将来発生する地震の保険金支払いに備えて、当社、損害保険会社は地震保険危険準備金として積み立て、政府は地震再保険特別会計における政府責任準備金として積み立てることが、法令で義務付けられています。

地震が発生し損害が生じれば、再保険スキームに定めた責任負担に応じてそれぞれ積み立てた中から取り崩して保険金をお支払いします。

当 社	4,967億円
損 害 保 険 会 社	5,243億円
政 府	1兆2,708億円
合 計	2兆2,919億円

- (注) 1. 損害保険会社の危険準備金には、税効果会計による繰延税金資産相当額が含まれています。  
2. 政府責任準備金については、平成21年度決算が国会で承認された時点で確定値となります。

### 当社、損害保険会社および政府の負担額の具体例

例えば、1回の地震等により2兆円の保険金が支払われた場合、当社、損害保険会社および政府それぞれの負担額は以下のとおりとなります。

(単位：億円)

負担者	支払保険金			負担額合計
	1,150億円までの部分	1,150億円を超え 19,250億円までの部分	19,250億円を超え 2兆円までの部分	
当 社	1,150	4,012	—	5,162
損 害 保 険 会 社	—	5,038	37.5	5,075.5
政 府	—	9,050	712.5	9,762.5
合 計	1,150	18,100	750	20,000

## 地震保険契約都道府県別世帯加入率

(平成22年3月31日現在)

都道府県	世帯数(A) (千世帯)	件数(B) (千件)	保険金額 (百万円)	世帯加入率 (B/A)(%)	都道府県	世帯数(A) (千世帯)	件数(B) (千件)	保険金額 (百万円)	世帯加入率 (B/A)(%)
北海道	2,637	513	3,957,237	19.48	滋賀	503	98	856,930	19.62
青森	567	82	596,428	14.61	京都	1,106	218	1,913,090	19.76
岩手	500	61	515,739	12.35	大阪	3,864	953	7,840,398	24.68
宮城	899	294	2,499,783	32.74	兵庫	2,321	431	3,735,796	18.61
秋田	417	50	402,474	11.99	奈良	550	118	1,082,959	21.49
山形	396	48	416,395	12.17	和歌山	425	83	719,379	19.72
福島	745	105	889,643	14.13	鳥取	225	37	331,503	16.88
茨城	1,107	209	1,774,355	18.94	島根	274	30	281,781	11.21
栃木	747	125	1,116,928	16.85	岡山	774	126	1,083,828	16.34
群馬	759	93	795,017	12.28	広島	1,217	297	2,536,478	24.41
埼玉	2,870	679	5,492,898	23.67	山口	640	111	996,959	17.44
千葉	2,540	692	5,636,509	27.26	徳島	317	70	625,580	22.27
東京	6,241	1,888	15,570,771	30.26	香川	407	96	885,910	23.58
神奈川	3,887	1,111	9,113,637	28.59	愛媛	626	116	1,045,489	18.54
新潟	843	137	1,172,998	16.36	高知	347	73	616,038	21.09
富山	385	53	539,530	13.76	福岡	2,147	568	4,740,530	26.46
石川	440	83	683,006	19.03	佐賀	307	41	367,621	13.59
福井	270	47	482,520	17.69	長崎	607	62	509,203	10.31
山梨	333	79	781,338	23.94	熊本	724	161	1,406,232	22.35
長野	809	98	999,996	12.21	大分	504	85	766,995	16.91
岐阜	738	198	1,662,498	26.87	宮崎	496	96	770,521	19.47
静岡	1,428	351	3,153,634	24.64	鹿児島	782	158	1,187,843	20.25
愛知	2,862	996	8,251,677	34.81	沖縄	550	52	479,835	9.61
三重	718	172	1,431,545	24.04	全国計	52,877	12,273	102,717,476	23.21

(注) 1. 世帯数は、平成22年3月末現在の数字が未確定のため、平成21年3月末現在の統計である。

2. 地震保険件数・保険金額および付帯率は、損害保険料率算出機構統計による。

付帯率(※) 45.0

(※) 付帯率は、平成20年度中に契約された火災保険契約(住宅物件)に対する地震保険契約が付帯されている割合である。

## 大きな地震災害が想定される地域の世帯加入率

(平成22年3月31日現在)

地震名	世帯数(A) (千世帯)	件数(B) (千件)	保険金額 (百万円)	世帯加入率 (B/A)(%)	今後30年以内に 発生する確率
関東大地震	23,589	6,328	52,686,764	26.83	ほぼ0%~1%
首都直下地震	16,647	4,581	37,588,171	27.52	70%程度
東海地震	22,431	6,270	52,094,508	27.95	87%(参考値)
東南海地震	21,266	5,500	46,023,637	25.86	60%~70%程度
南海地震	28,969	7,125	59,822,819	24.60	60%程度

関東大地震(1都10県) : 東京、埼玉、千葉、神奈川、山梨、静岡、茨城、栃木、群馬、長野、愛知

首都直下地震(1都4県) : 東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城

東海地震(1都9県) : 東京、神奈川、山梨、静岡、愛知、岐阜、三重、埼玉、千葉、長野

東南海地震(2府11県) : 静岡、愛知、三重、大阪、奈良、和歌山、岐阜、滋賀、京都、兵庫、千葉、神奈川、徳島

南海地震(2府21県) : 三重、大阪、兵庫、奈良、和歌山、岡山、徳島、香川、愛媛、高知、京都、広島、山口、大分、宮崎、  
千葉、神奈川、静岡、愛知、島根、福岡、熊本、鹿児島

(注) 1. 損害保険料率算出機構の直近被害想定にもとづく、主な被災都府県を対象として当社で作成。

2. 今後30年以内に発生する確率は政府の地震調査研究会推進本部の「平成22年(2010年)1月1日を基準日として算定した地震の発生確率値」による。

首都直下地震の確率は南関東のM7程度の地震の確率とした。

## 平成21年度 再保険金の支払状況

平成21年度の再保険金支払額は、駿河湾を震源とする地震の再保険金を中心に9,901件（保険証券の件数ベース）、5,544百万円となりました。主な地震の支払状況は以下のとおりです。

地震名等	発生日	マグニチュード	支払契約件数 (件)	支払再保険金 (百万円)
1 駿河湾を震源とする地震	平成21年 8月11日	6.5	8,244	4,508
2 伊豆半島東方沖を震源とする地震	平成21年12月17日	5.1	363	299
3 平成20年岩手・宮城内陸地震	平成20年 6月14日	7.2	398	217
その他の地震	—	—	896	518
平成21年度支払再保険金合計	—	—	9,901	5,544

## 再保険金支払額上位10地震等

地震保険制度発足以来、再保険金支払額が多かった上位10地震等については以下のとおりです。

(平成22年3月31日現在)

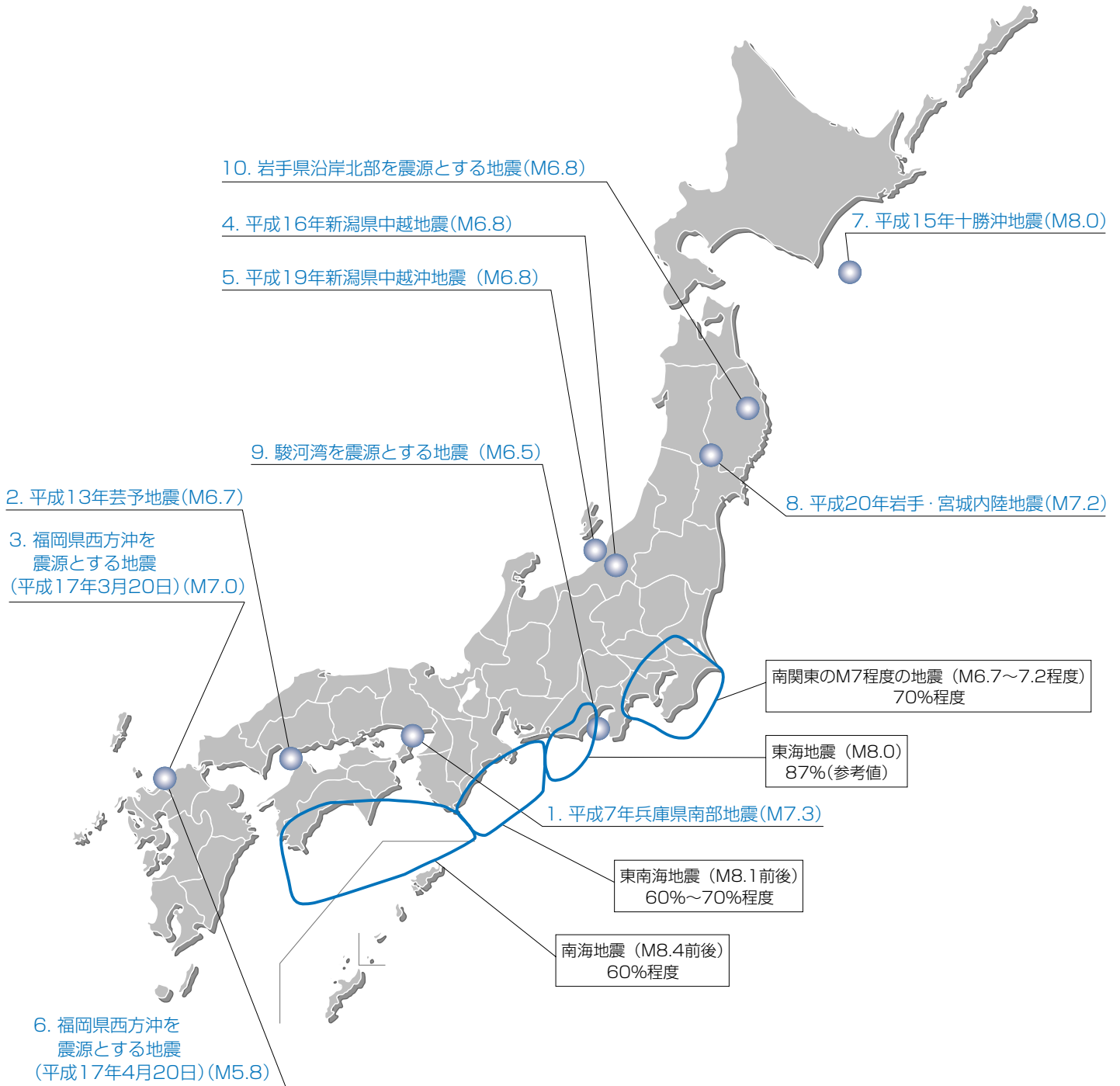
地震名等	発生日	マグニチュード	支払契約件数 (件)	支払再保険金 (百万円)
1 平成7年兵庫県南部地震	平成 7年 1月17日	7.3	65,427	78,346
2 平成13年芸予地震	平成13年 3月24日	6.7	24,448	16,939
3 福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年 3月20日	7.0	21,970	16,896
4 平成16年新潟県中越地震	平成16年10月23日	6.8	12,598	14,893
5 平成19年新潟県中越沖地震	平成19年 7月16日	6.8	7,826	8,226
6 福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年 4月20日	5.8	11,309	6,409
7 平成15年十勝沖地震	平成15年 9月26日	8.0	10,546	5,987
8 平成20年岩手・宮城内陸地震	平成20年 6月14日	7.2	8,000	5,407
9 駿河湾を震源とする地震	平成21年 8月11日	6.5	8,244	4,508
10 岩手県沿岸北部を震源とする地震	平成20年 7月24日	6.8	7,660	3,918

(注) 「平成7年兵庫県南部地震」は、78,346百万円の支払となりましたが、当時の再保険スキームにより、その内政府は6,173百万円、当社は40,000百万円、損害保険会社は32,173百万円を負担しました。



当社で過去にお支払いした再保険金の上位10地震等の震源地およびマグニチュードは、下図のとりの分布となっております。地震名に記載の番号は、支払額の順位です。

また、参考までに、政府の地震調査研究推進本部が発表した南関東のM7程度の地震および東海地震、東南海地震、南海地震の震源域と今後30年以内の発生確率を併記します。



# 社会貢献活動

## 社会貢献活動

### 救命技能認定証の取得

大地震をはじめとする各種災害発生時の負傷者救護や平時においても事故で負傷した方や急病者の応急手当に役立てるため、全ての役員および社員に対して公益財団法人東京救急協会「上級救命技能認定」の取得を義務づけています。

加えて、同認定取得者には3年毎の更新講習を受講させ、知識と技能のブラッシュアップを図っています。

### 地球環境問題

当社では平成18年にISO14001環境マネジメントシステムを全社に導入し、地球環境保護活動を推進しておりますが、昨年度は認証取得から3年経過したことに伴い、初めての更新審査を受け、当社の環境マネジメントシステムが継続的に有効に機能しているとの評価を受けました。

また、昨年度は印刷カウント数を管理する仕組みを導入したことなどによりコピー紙の使用量を前年度比で約30%削減することができました。

さらに本年度は、従来からの「電気使用量の削減」、「コピー紙使用量の削減」、「廃棄物の適正処理」および「グリーン購入の推進」の4点に加え、「保管物の削減」、「作業効率の向上」を当社の新たな環境目標として加え、一層の省エネルギー、省資源および資源のリサイクルにチャレンジしてまいります。

### ボランティア

毎年、使用済み切手やプリペイドカード等を集め社会福祉法人中央区福祉協議会を通じて社会福祉団体に寄付するとともに、中央区の「花咲く街角（草花の植付け）」に参加し、花壇に草花の植付けやその管理を行う地域活動を行っております。「花咲く街角」活動は、平成22年4月に中央区の地域コミュニティFMラジオ局である中央エフエムラジオシティでも採り上げられ、当社社員がゲストとして日ごろの活動を紹介いたしました。

また、社員のボランティア活動を支援するため、最長で1ヶ月間の休暇が取得できるボランティア休暇制度を整備するとともに、社外では、公益財団法人さわやか福祉財団の法人会員となり同財団を支援しています。



## 資料編

### 会社の概要

- 1 会社の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 2 会社の組織・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 3 株主・株式の状況・・・・・・・・・・・・ 26
- 4 株主総会議案・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 5 役員の状況・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 6 従業員の状況・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 7 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

### 事業の概況

- 1 直近の事業年度における事業の概況・・・・・・・・ 30
- 2 直近の5事業年度における主要な業務の  
状況を示す指標・・・・・・・・・・・・ 30
- 3 業務の状況を示す指標・・・・・・・・・・・・ 31

### 経理の状況

- 1 計算書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 2 リスク管理債権・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 3 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況・・ 40
- 4 債務者区分に基づいて区分された債権・・・・・・・・ 40
- 5 保険金等の支払能力の充実の状況・・・・・・・・ 40  
(ソルベンシー・マージン比率)
- 6 時価情報等・・・・・・・・・・・・・・ 41  
(取得価額または契約価額、時価および評価損益)

### 用語の解説 ～地震保険を理解するために～・・・・ 42

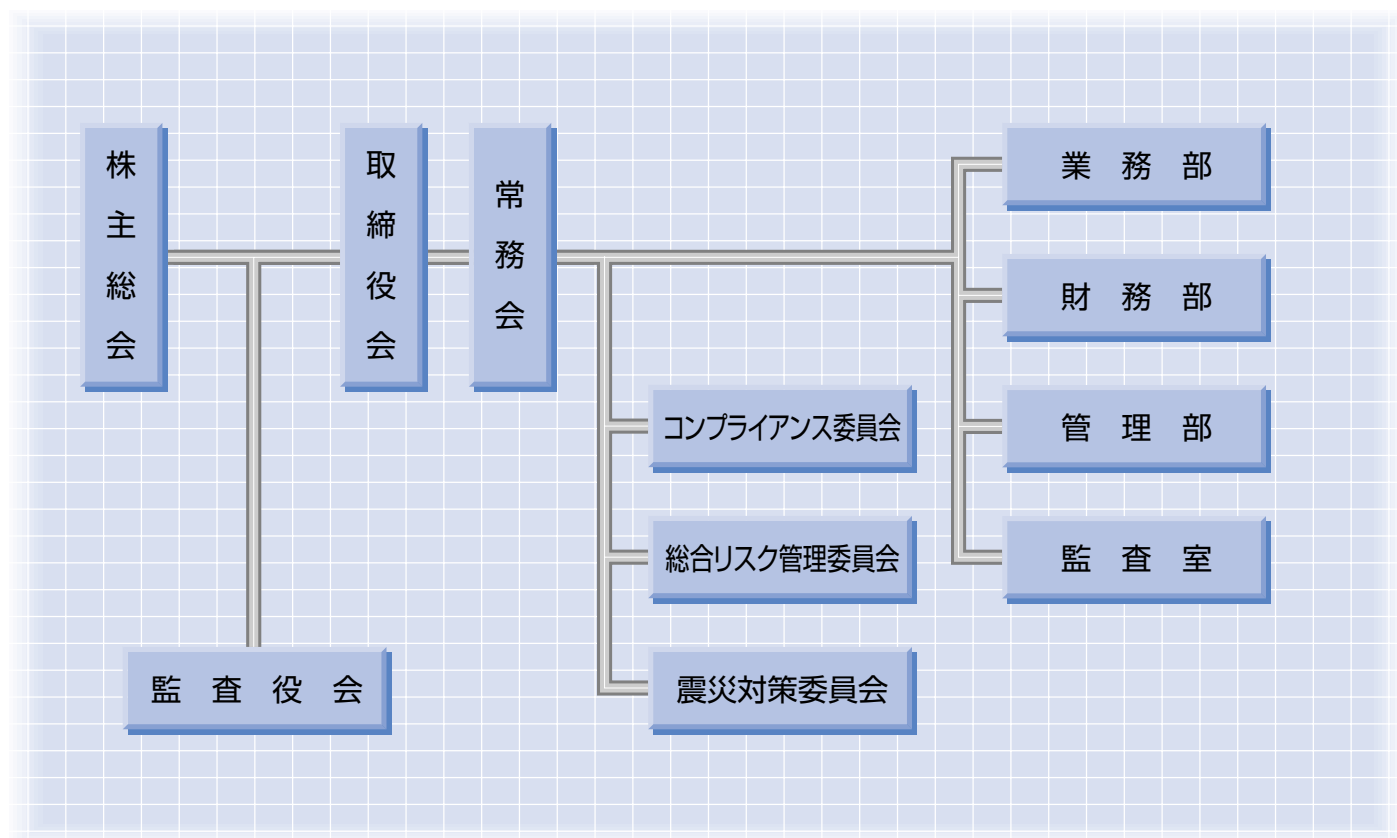
# 会社の概要

## 1 会社の沿革

昭和 41 年 5 月 30 日	国内損害保険会社20社の出資により資本金10億円で東京都千代田区に会社設立
昭和 41 年 6 月 1 日	地震保険事業免許を取得
昭和 41 年 6 月 1 日	営業開始
平成 8 年 7 月 1 日	所在地を東京都中央区に移転

## 2 会社の組織

(平成22年4月1日現在)



## 3 株主・株式の状況

### (1) 基本事項

株主総会開催時期	定時株主総会は毎年4月1日から4ヶ月以内に開催 臨時総会の必要がある場合には随時招集し開催
決算期日	毎年3月31日
公告方法	当社のインターネットホームページ ( <a href="http://www.nihonjishin.co.jp/">http://www.nihonjishin.co.jp/</a> ) において提供しております。

(2) 株式状況

(平成22年3月31日現在)

発 行 す る 株 式 の 総 数	2,000 千株
発 行 済 み 株 式 の 総 数	2,000 千株
株 主 数	12 名

(3) 上位10名の株主

(平成22年3月31日現在)

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
東京海上日動火災保険株式会社	537	26.9
三井住友海上火災保険株式会社	338	16.9
株式会社損害保険ジャパン	321	16.1
日本興亜損害保険株式会社	208	10.4
あいおい損害保険株式会社	153	7.7
富士火災海上保険株式会社	123	6.2
ニッセイ同和損害保険株式会社	102	5.1
トーア再保険株式会社	93	4.7
日新火災海上保険株式会社	61	3.1
共栄火災海上保険株式会社	34	1.7

(4) 資本金の推移

(単位：億円)

年度	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末
資 本 金	10	10	10

## 4 株主総会議案（第44期定時株主総会）

第44期定時株主総会を、平成22年6月30日（水）に損保会館16階理事会室において開催しました。報告事項および決議事項は以下のとおりです。

報告事項

第44期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)事業報告および計算書類報告の件

本件は、上記の報告をいたしました。

決議事項

第1号議案 取締役3名補充選任の件

本件は、久保田光一、柄澤康喜、櫻田謙悟の3氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第2号議案 監査役1名補充選任の件

本件は、鈴木久仁氏が選任され、就任いたしました。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

第4号議案 退任取締役および退任監査役に対し記念品贈呈の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

## 5 役員状況

(平成22年7月1日現在)

役名および職名	氏名・生年月日	職	歴
取締役会長 (代表取締役)	わか ばやし しょう ぞう 若林 勝三 昭和18年11月23日	昭和42年4月 平成7年5月 平成9年7月 平成10年6月 平成13年1月 平成13年7月 平成16年6月	大蔵省入省(現 財務省) 同省 国税庁次長就任 沖縄開発庁 振興局長就任(現 内閣府) 沖縄開発事務次官就任 日本証券業協会 常務理事就任 同協会 専務理事就任 当社 取締役会長就任(現職)
取締役社長 (代表取締役)	すす き ひで お 鈴木 秀夫 昭和25年4月10日	昭和48年4月 平成14年10月 平成18年6月 平成19年4月 平成20年6月	安田火災海上保険株式会社入社(現 株式会社損害保険ジャパン) 株式会社損害保険ジャパン 常務執行役員就任 同社 取締役嘱専務執行役員就任 同社 代表取締役専務執行役員就任 当社 取締役社長就任(現職)
常務取締役 (代表取締役)	はし もと まさ ゆき 橋本 正幸 昭和23年7月22日	昭和46年7月 平成12年6月 平成14年6月 平成16年10月 平成19年6月	東京海上火災保険株式会社入社(現 東京海上日動火災保険株式会社) 同社 取締役就任 同社 常務取締役就任 東京海上日動火災保険株式会社 常務執行役員就任 当社 常務取締役就任(現職)
常務取締役 (代表取締役)	くぼた こう いち 久保田 光一 昭和23年8月18日	昭和48年4月 平成14年6月 平成17年4月 平成20年4月 平成21年4月 平成22年4月 平成22年6月	住友海上火災保険株式会社入社(現 三井住友海上火災保険株式会社) 三井住友海上火災保険株式会社 執行役員就任 同社 常務執行役員就任 同社 取締役常務執行役員就任 同社 常勤監査役就任 同社 特別顧問就任 当社 常務取締役就任(現職)
取締役 (非常勤)	すみ しゅう ぞう 隅 修三 昭和22年7月11日	昭和45年4月 平成19年6月 平成19年6月	東京海上火災保険株式会社入社(現 東京海上日動火災保険株式会社) 東京海上日動火災保険株式会社 取締役社長(現職) 当社 取締役就任(現職)
取締役 (非常勤)	から さわ やす よし 柄澤 康喜 昭和25年10月27日	昭和50年4月 平成22年4月 平成22年6月	住友海上火災保険株式会社入社(現 三井住友海上火災保険株式会社) 三井住友海上火災保険株式会社 取締役社長 社長執行役員就任(現職) 当社 取締役就任(現職)
取締役 (非常勤)	さくら だ けん ご 櫻田 謙悟 昭和31年2月11日	昭和53年4月 平成22年6月 平成22年7月	安田火災海上保険株式会社入社(現 株式会社損害保険ジャパン) 当社 取締役就任(現職) 株式会社損害保険ジャパン 取締役社長 社長執行役員就任(現職)
取締役 (非常勤)	ひょう どう まこと 兵頭 誠 昭和20年1月25日	昭和42年4月 平成19年4月 平成19年6月	日本火災海上保険株式会社入社(現 日本興亜損害保険株式会社) 日本興亜損害保険株式会社 取締役社長 首席執行役員就任(現職) 当社 取締役就任(現職)

役名および職名	氏名・生年月日	職 歴
常勤監査役	は せ が わ て る ま さ 長谷川 光 正 昭和18年9月12日	昭和43年4月 社団法人日本損害保険協会入社 平成16年6月 同協会 常務理事就任 平成19年6月 当社 常勤監査役就任(現職)
監査役 (非常勤)	す す き ひ さ ひ と 鈴木 久 仁 昭和25年9月15日	昭和48年4月 大東京火災海上保険株式会社入社(現 あいおい損害保険株式会社) 平成22年4月 あいおい損害保険株式会社 取締役社長就任(現職) 平成22年6月 当社 監査役就任(現職)
監査役 (非常勤)	た て や ま い ち ろ う 立 山 一 郎 昭和18年6月8日	昭和42年4月 同和火災海上保険株式会社入社(現 ニッセイ同和損害保険株式会社) 平成18年4月 ニッセイ同和損害保険株式会社 取締役社長就任(現職) 平成18年6月 当社 監査役就任(現職)
監査役 (非常勤)	ふ く し ま ひ ろ し 福 嶋 寛 昭和23年4月9日	昭和46年4月 東亜火災海上再保険株式会社入社(現 トーア再保険株式会社) 平成21年6月 トーア再保険株式会社 取締役社長就任(現職) 平成21年6月 当社 監査役就任(現職)

## 6 従業員の状況

(平成22年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
26名	41.2歳	12.4年	7,727,336円

- (注) 1. 従業員数は就業人員数です。  
 2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。  
 3. 従業員には、使用人兼取締役、退職者、派遣社員を含んでいません。

## 7 その他

### 役員報酬

平成21年度において、当社の役員に支払った報酬の金額は69百万円です。

### 監査法人に対する報酬

平成21年度において、当社が新日本有限責任監査法人に支払った報酬の金額は8百万円です。

# 事業の概況

## 1 直近の事業年度における事業の概況

地震保険への関心の高まりや保険料率の引下げ等を背景に、契約件数、収入保険料とも前年度に引き続き増加いたしました。支払保険金は、駿河湾を震源とする地震等による支払いがありましたが、前年度に比べ件数、金額とも下回りました。

資産運用については、円高の進行はあったものの、外貨建債券への資産配分を増やしたことなどにより、前年度を上回る運用益を確保することができました。

一方、管理費については、業容が拡大する中で経費削減に努めるとともに効率的な事業運営を心がけた結果、前年度並みの水準に抑えることができました。

### (1) 地震保険成績の概要

#### イ. 収入保険料と支払保険金 3(1) ①③

当年度は、保険契約の件数、受再保険料ともに増加したことにより、正味収入保険料は722億円（前年度比7.6%増）となりました。

一方、保険金の支払いは、駿河湾を震源とする地震等で55億円（前年度比40.7%減）となりました。

#### ロ. 責任準備金 3(5)

この結果、正味収入保険料から受再保険手数料等を控除した正味保有保険料364億円と運用益60億円の合計424億円（前年度比19.0%増）を危険準備金に積み増しました。

また、前記の保険金、支払備金の繰入および広告宣伝費用を加えた過年度危険準備金取崩額が58億円となったことにより、当年度末危険準備金は4,967億円（前年度比8.0%増）となりました。

この危険準備金に未経過保険料積立金と払戻積立金を加えた結果、当年度末責任準備金は5,858億円（前年度比7.4%増）となりました。

#### ハ. 受託金

受託金勘定として表示している元受保険会社等の危険準備金については、正味保険料および運用益の合計279億円（前年度比15.8%増）を積み増し、他方、広告宣伝費用9億円を取り崩した結果、当年度末危険準備金は5,243億円（前年度比5.4%増）となりました。

#### (2) 資産運用の概要 3(8)

国内の中長期金利は、年度前半に米国の金利上昇や国債増発懸念から上昇する場面もありましたが、その後は長期化するデフレに対処するために、日銀が金融緩和の強化を打ち出したことなどから下落に転じ、当年度末の長期金利は前年度末とほぼ同水準、中期金利は大幅に低下しました。

また、為替相場は、欧米中央銀行の金融緩和が長期化するとの見通しやドバイの政府系企業の債務問題、ギリシャの財政問題の発生によるリスク回避の動きから対ドル、対ユーロともに円高傾向で推移し、前年度末との比較では、対ドル、対ユーロとも約5円の円高となりました。

このような環境下において資産運用にあたっては、為替変動リスクを抑えた上で安全性の高い政府保証債を中心に外貨建債券の比率を高めるなど、安全性と流動性を第一義とし、これに収益性を加味して進めてまいりました。その結果、税引前の運用益は業務勘定で70億円、受託金勘定は53億円となり、当年度末の運用資産は1兆712億円となりました。

#### (3) 当期損益

当年度の損益については、資本勘定に対する利息及び配当金収入にその他の項目を加減した結果、5百万円（前年度比58.9%減）の当期純利益となりました。

## 2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

区分	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
正味収入保険料 (対前期増減(△)率)		71,132 (22.2%)	67,981 (△4.4%)	64,040 (△5.8%)	67,126 (4.8%)	72,225 (7.6%)
経常収益 (対前期増減(△)率)		107,868 (50.1%)	90,373 (△16.2%)	81,290 (△10.1%)	84,993 (4.6%)	99,464 (17.0%)
経常費用 (対前期増減(△)率)		107,845 (50.3%)	90,229 (△16.3%)	81,273 (△9.9%)	84,792 (4.3%)	98,512 (16.2%)
経常利益 (対前期増減(△)率)		23 (△76.4%)	143 (521.1%)	16 (△88.5%)	200 (1,108.8%)	951 (374.2%)
当期純利益 (対前期増減(△)率)		36 (243.6%)	△16 (△146.4%)	4 (-)	12 (184.1%)	5 (△58.9%)
資本金の額 (発行済株式総数)		1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)
純資産額		1,605	1,600	1,614	1,617	1,633
総資産額		838,555	908,963	955,968	1,015,053	1,092,272
責任準備金残高 (対前期増減(△)率)		450,892 (8.4%)	490,901 (8.9%)	515,586 (5.0%)	545,255 (5.8%)	585,820 (7.4%)
(うち危険準備金残高) (対前期増減(△)率)		378,731 (6.4%)	412,364 (8.9%)	433,841 (5.2%)	460,081 (6.0%)	496,708 (8.0%)
貸付金残高 (対前期増減(△)率)		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
有価証券残高 (対前期増減(△)率)		771,383 (5.1%)	851,739 (10.4%)	895,513 (5.1%)	953,118 (6.4%)	1,006,947 (5.6%)
ソルベンシー・マージン比率		160.2%	175.3%	185.4%	159.1	161.6%
配当性向		-%	-%	-%	-%	-%
従業員数		21名	21名	24名	28名	26名

(注) ソルベンシー・マージン比率の当社数値は保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第4項により、行政当局の行う改善命令等の発動基準の数値としては使用しないこととなっています。詳細は、P40を参照下さい。

当社は、信託業務は行っていません。



### 3 業務の状況を示す指標

#### (1) 主要な業務の状況を示す指標等

##### ① 正味収入保険料等

種目：地震 (単位：百万円)

区分	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
受再保険料		142,811	145,445	151,353
解約返戻金		3,349	3,241	2,464
受再正味保険料(A)		138,086	141,271	148,349
支払再保険料(B)		74,045	74,145	76,123
正味収入保険料(A-B)		64,040	67,126	72,225

(注) 1. 解約返戻金…受再保険の解約返戻金です。  
2. 受再正味保険料…受再保険料から解約返戻金、その他返戻金を控除したものです。  
3. 正味収入保険料…受再正味保険料から支払再保険料を控除したものです。

##### ② 保険引受利益

(単位：百万円)

区分	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
保険引受収益		67,320	70,546	79,278
保険引受費用		66,860	69,884	77,828
営業費及び一般管理費		459	474	509
その他の収支		-	△187	△941
保険引受利益		-	-	-

(注) 1. 上記の営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。  
2. その他の収支は、地震保険損益計算における法人税等相当額です。

##### ③ 正味支払保険金等

種目：地震 (単位：百万円)

区分	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
受再正味保険金(A)		12,370	9,350	5,544
回収再保険金(B)		-	-	-
正味支払保険金(A-B)		12,370	9,350	5,544

(注) 1. 受再正味保険金…受再契約の支払保険金から保険金戻入を控除したものです。  
2. 正味支払保険金…受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものです。

#### (2) 保険契約に関する指標等

##### ① 正味損害率及び正味事業費率及びその合算率

(単位：百万円)

区分	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
正味損害率		21.0%	16.0%	8.6%
保険引受に係る事業費		29,198	29,897	31,381
(保険引受に係る営業費及び一般管理費)		(459)	(474)	(509)
(諸手数料及び集金費)		(28,739)	(29,423)	(30,872)
正味事業費率		45.6%	44.5%	43.4%
合算率		66.6%	60.5%	52.0%

(注) 1. 正味損害率…(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料  
2. 正味事業費率…(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料  
3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

##### ② 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
国内契約		100%	100%	100%

##### ③ 出再を行った再保険者の数と出再保険料上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再先保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
平成20年度	17社	77.5%
平成21年度	17社	77.5%

(注) 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者（プール出再を含む）を対象としています。

未収再保険金は該当ありません。

出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率については、該当ありません。

出再保険料の格付け毎の割合については、地震保険を対象としておりません。

当社は、契約者配当金を支払っていません。

#### (3) 経理に関する指標等

##### ① 支払備金の額及び責任準備金の額

(単位：百万円)

区分	年度	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末
支払備金		178	228	420
責任準備金		515,586	545,255	585,820
合計		515,765	545,484	586,241

##### ② 引当金明細表

平成20年度

(単位：百万円)

区分	平成19年度 末残高	平成20年度 増加額	平成20年度 減少額	平成20年度 末残高
一般貸倒引当金	-	-	-	-
個別貸倒引当金	-	-	-	-
特定海外債権引当金勘定	-	-	-	-
退職給付引当金	94	18	9	102
役員退職慰勞引当金	13	4	8	9
賞与引当金	17	19	17	19
価格変動準備金	8	-	0	7
合計	133	42	36	139

平成21年度

(単位：百万円)

区分	平成20年度 末残高	平成21年度 増加額	平成21年度 減少額	平成21年度 末残高
一般貸倒引当金	-	-	-	-
個別貸倒引当金	-	-	-	-
特定海外債権引当金勘定	-	-	-	-
退職給付引当金	102	21	13	110
役員退職慰勞引当金	9	4	0	13
賞与引当金	19	18	19	18
価格変動準備金	7	-	0	7
合計	139	44	34	150

##### ③ 資本金等明細表

平成20年度

(単位：百万円)

区分	平成19年度 末残高	平成20年度 増加額	平成20年度 減少額	平成20年度 末残高
資本金	1,000	-	-	1,000
うち発行株式	(2,000千株) 1,000	-	-	(2,000千株) 1,000
計	(2,000千株) 1,000	-	-	(2,000千株) 1,000
利益準備金	1	-	-	1
任意積立金	17	-	-	17
任意積立金	39	-	-	39
計	57	-	-	57

(注) 平成20年度末における自己株式数は、11,400株です。

平成21年度

(単位：百万円)

区分	平成20年度 末残高	平成21年度 増加額	平成21年度 減少額	平成21年度 末残高
資本金	1,000	-	-	1,000
うち発行株式	(2,000千株) 1,000	-	-	(2,000千株) 1,000
計	(2,000千株) 1,000	-	-	(2,000千株) 1,000
利益準備金	1	-	-	1
任意積立金	17	-	-	17
任意積立金	39	-	-	39
計	57	-	-	57

(注) 平成21年度末における自己株式数は、11,400株です。

## ④事業費(含む損害調査費)

(単位：百万円)

区分	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費		391	474	378
物件費		1,397	1,673	1,085
税金		177	185	197
諸手数料及び集金費		28,739	29,423	30,872
合計		30,704	31,757	32,534

(注) 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額です。このうち損害調査費は元受会社の損害調査に係る費用で、地震発生状況により変動します。火災予防拠出金および交通事故予防拠出金、保険契約者保護機構に対する負担金は該当ありません。

## ⑤有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区分	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
国債等		597	27	7
外国証券		-	-	574
合計		597	27	582

## ⑥有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区分	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
国債等		4	6	329
外国証券		66	-	232
合計		70	6	562

## ⑦有価証券評価損明細表

(単位：百万円)

区分	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
国債等		-	-	-
外国証券		-	-	-
合計		-	-	-

## ⑧減価償却費明細表

平成20年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	平成20年度償却額	償却累計額	平成20年度末残高	償却累計率 %
<b>有形固定資産</b>					
建物	100	2	58	41	58.5
(営業用)	(100)	(2)	(58)	(41)	(58.5)
(賃貸用)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
その他の有形固定資産	86	27	48	37	56.1
計	186	29	107	79	57.4
<b>無形固定資産</b>					
ソフトウェア	175	16	23	151	13.7
その他の無形固定資産	0	0	0	0	86.0
計	175	16	24	151	13.9
合計	362	45	131	230	36.3

平成21年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	平成21年度償却額	償却累計額	平成21年度末残高	償却累計率 %
<b>有形固定資産</b>					
建物	101	2	61	40	60.0
(営業用)	(101)	(2)	(61)	(40)	(60.0)
(賃貸用)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
その他の有形固定資産	95	20	68	26	72.2
計	196	23	129	67	65.9
<b>無形固定資産</b>					
ソフトウェア	409	60	75	334	18.4
その他の無形固定資産	0	0	0	0	86.9
計	410	60	75	334	18.4
合計	607	83	205	401	33.8

## ⑨固定資産処分損

(単位：百万円)

区分	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
土地		(-)	(-)	(-)
建物		(0)	(-)	(0)
その他の有形固定資産		(0)	(0)	(-)
合計		0	0	0

責任準備金積立水準については、対象とする契約がないため省略します。損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動については、保険金は責任準備金の取崩によって相殺されるため省略します。貸付金償却および固定資産処分益は該当するものはありません。

## (4) 特別勘定に関する指標

該当ありません。

## (5) 地震保険の責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区分	年度	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末
危険準備金		433,841	460,081	496,708
未経過保険料積立金		79,695	83,366	87,453
払戻積立金		2,050	1,808	1,659
合計		515,586	545,255	585,820

## (6) 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)については、地震保険を対象としていません。

## (7) 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積額については地震保険を対象としていません。

## (8) 資産運用に関する指標等

## ①資産運用方針

当社は大地震の際には多額の再保険金を迅速に支払う必要があるため、換金性を重視することを大前提とし、これに危険準備金の増加をはかるための収益性を加味して運用することを基本方針としています。また、取引執行部門とは独立したリスク管理部門が各種リスクを把握し、管理しています。

## ②資産運用の概況

預貯金 (単位：百万円)

区分	年度	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末
預貯金		31,077	24,275	22,352
(普通預金)		(6,777)	(1,475)	(2,052)
(定期預金)		(24,300)	(22,800)	(20,300)

総資産及び運用資産

(単位：百万円)

区分	年度	平成19年度末		平成20年度末		平成21年度末	
		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)	
預貯金		31,077	3.3	24,275	2.4	22,352	2.0
コールローン		-	-	8,819	0.9	28,254	2.6
買入金銭債権		499	0.0	-	-	-	-
金銭の信託		13,723	1.4	13,495	1.3	13,692	1.3
有価証券		895,513	93.7	953,118	93.9	1,006,947	92.2
建物		38	0.0	41	0.0	40	0.0
運用資産計		940,851	98.4	999,749	98.5	1,071,286	98.1
総資産		955,968	100.0	1,015,053	100.0	1,092,272	100.0

③利息配当収入の額及び運用資産利回り(インカム利回り) (単位: 百万円)

区分	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	金額	利回り(%)	金額	利回り(%)	金額	利回り(%)
預貯金	215	0.67	236	0.76	219	0.61
コールローン	-	-	27	0.29	11	0.07
買入金銭債権	7	0.76	3	0.87	-	-
金銭の信託	94	0.69	91	0.66	86	0.63
有価証券	12,894	1.49	13,956	1.52	16,991	1.76
建物	-	-	-	-	-	-
合計	13,211	1.45	14,315	1.47	17,309	1.67

(注) 運用資産利回り(インカム利回り)…資産運用に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標(従来から開示)。分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価をベースとした利回り。

・分子=利息及び配当金収入(金銭の信託運用益(損)中の利息及び配当金収入に相当する額を含む。)

・分母=取得原価又は償却原価による平均残高

④資産運用利回り(実現利回り) (単位: 百万円)

区分	平成20年度			平成21年度		
	分子の額	分母の額	資産運用利回り(%)	分子の額	分母の額	資産運用利回り(%)
預貯金	236	31,183	0.76	219	35,819	0.61
コールローン	27	9,481	0.29	11	16,691	0.07
買現先勘定	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	3	448	0.87	-	-	-
商品有価証券	-	-	-	-	-	-
金銭の信託	273	13,750	1.99	△72	13,750	△0.52
有価証券	13,977	918,528	1.52	17,011	967,658	1.76
公社債	5,804	618,392	0.94	5,372	542,992	0.99
株式	-	-	-	-	-	-
外国証券	8,149	290,325	2.81	11,968	415,507	2.88
その他の証券	23	9,810	0.24	△329	9,158	△3.6
貸付金	-	-	-	-	-	-
建物	-	42	-	-	42	-
金融派生商品	△7,711	-	-	△4,223	-	-
その他	△31	-	-	△66	-	-
合計	6,774	973,434	0.70	12,879	1,033,962	1.25

(注) 資産運用利回り(実現利回り)…資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回り。

・分子=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用

・分母=取得原価又は償却原価による平均残高

⑤時価総合利回り(参考) (単位: 百万円)

区分	平成20年度			平成21年度		
	分子の額	分母の額	時価総合利回り(%)	分子の額	分母の額	時価総合利回り(%)
預貯金	236	31,183	0.76	219	35,819	0.61
コールローン	27	9,481	0.29	11	16,691	0.07
買現先勘定	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	3	448	0.87	-	-	-
商品有価証券	-	-	-	-	-	-
金銭の信託	45	13,723	0.33	124	13,495	0.92
有価証券	15,531	920,302	1.69	29,921	970,987	3.08
公社債	7,083	620,291	1.14	8,113	546,170	1.49
株式	-	-	-	-	-	-
外国証券	8,626	290,353	2.97	22,047	416,011	5.30
その他の証券	△177	9,658	△1.84	△240	8,805	△2.73
貸付金	-	-	-	-	-	-
建物	-	42	-	-	42	-
金融派生商品	△7,711	-	-	△4,223	-	-
その他	△31	-	-	△66	-	-
合計	8,101	975,181	0.83	25,986	1,037,036	2.51

(注) 時価総合利回り…時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り。

・分子=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)  
+(当期末評価差額\* - 前期末評価差額\*) + 繰延ヘッジ損益増減

・分母=取得原価又は償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額\* + 売買目的有価証券に係る前期末評価損益

\*税効果控除前の金額による。

⑥海外投融資残高、構成比及び利回り (単位: 百万円)

区分	平成19年度末		平成20年度末		平成21年度末	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
外貨建						
外国公社債	152,411	63.4	221,324	60.0	270,894	63.6
円貨建						
外国公社債	88,003	36.6	147,827	40.0	154,918	36.4
合計	240,414	100.0	369,151	100.0	425,813	100.0
海外投融資利回り						
運用資産利回り(インカム利回り)	3.28%		2.81%		2.80%	
資産運用利回り(実現利回り)	3.25%		2.81%		2.88%	
時価総合利回り(参考)	4.51%		2.97%		5.30%	

(注) 1.「海外投融資利回り」のうち「運用資産利回り」は、海外投融資に係る資産について、③利息配当収入の額及び運用資産利回り(インカム利回り)と同様の方法により算出したものであります。

2.「海外投融資利回り」のうち「資産運用利回り」は、海外投融資に係る資産について、④資産運用利回り(実現利回り)と同様の方法により算出したものであります。

⑦保有有価証券の種類別残高及び合計に対する構成比 (単位: 百万円)

区分	平成19年度末		平成20年度末		平成21年度末	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
国債	449,201	50.2	412,278	43.3	457,324	45.4
地方債	4,404	0.5	2,581	0.3	80	0.0
社債	191,835	21.4	159,650	16.8	120,593	12.0
株式	-	-	-	-	-	-
外国証券	240,414	26.8	369,151	38.7	425,813	42.3
その他の証券	9,658	1.1	9,456	1.0	3,135	0.3
貸付有価証券	-	-	-	-	-	-
合計	895,513	100.0	953,118	100.0	1,006,947	100.0

## ⑧保有有価証券利回り

(単位：%)

区分		年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
運用資産 利回り (インカム利回り)	公社債		0.85	0.94	0.99
	株式		-	-	-
	外国証券		3.28	2.81	2.80
	その他の証券		3.06	0.24	-
	合計		1.49	1.52	1.76
資産運用 利回り (実現利回り)	公社債		0.93	0.94	0.99
	株式		-	-	-
	外国証券		3.25	2.81	2.88
	その他の証券		4.26	0.24	△3.60
	合計		1.55	1.52	1.76
時価総合 利回り (参考)	公社債		1.58	1.14	1.49
	株式		-	-	-
	外国証券		4.51	2.97	5.30
	その他の証券		1.58	△1.84	△2.73
	合計		2.32	1.69	3.08

## ⑨有価証券の種類別の残存期間別残高

平成20年度末

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
国債	56,096	196,100	132,707	-	9,636	17,737	412,278
地方債	2,501	79	-	-	-	-	2,581
社債	43,212	77,355	37,232	409	1,440	-	159,650
株式	-	-	-	-	-	-	-
外国証券	69,899	139,709	103,025	9,299	47,217	-	369,151
その他の証券	-	-	-	-	-	9,456	9,456
貸付有価証券	-	-	-	-	-	-	-
合計	171,709	413,245	272,965	9,709	58,295	27,194	953,118

平成21年度末

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
国債	139,800	225,477	36,389	6,344	36,734	12,577	457,324
地方債	80	-	-	-	-	-	80
社債	44,528	54,001	20,437	104	1,521	-	120,593
株式	-	-	-	-	-	-	-
外国証券	54,596	219,828	115,466	23,655	12,267	-	425,813
その他の証券	-	-	-	-	-	3,135	3,135
貸付有価証券	-	-	-	-	-	-	-
合計	239,005	499,307	172,293	30,104	50,523	15,712	1,006,947

## ⑩有形固定資産明細表

(単位：百万円)

区分	年度	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末
土地		-	-	-
(営業用)		(-)	(-)	(-)
(賃貸用)		(-)	(-)	(-)
建物		38	41	40
(営業用)		(38)	(41)	(40)
(賃貸用)		(-)	(-)	(-)
建物仮勘定		-	-	-
(営業用)		(-)	(-)	(-)
(賃貸用)		(-)	(-)	(-)
計		38	41	40
(営業用)		(38)	(41)	(40)
(賃貸用)		(-)	(-)	(-)
リース資産		-	-	-
その他の有形固定資産		53	37	26
合計		91	79	67

次の11項目については、該当するものはありません。

①商品有価証券、②商品有価証券の平均残高および売買高、③業種別保有株式の額、④貸付金の残存期間別の残高、⑤担保別貸付金残高、⑥使途別貸付金残高及び構成比、⑦業種別の貸付残高及び貸付残高の合計に対する割合、⑧規模別の貸付金残高及び貸付残高の合計に対する割合、⑨公共関係投融资（新規引受ベース）、⑩住宅関連融資、⑪各種ローン金利

# 経理の状況

## 1 計算書類

当社取締役社長は、以下の事業年度における財務諸表等は、下記の理由により不実の記載がなく、その作成過程は内部監査により適切であることを確認しています。

1. 財務諸表等は、作成に係わる業務分掌と事務処理規程及び権限基準の整備による適切な業務体制に基づいて作成されている。
2. 所管部署における業務プロセスについては、内部監査部門が適切性を検証し、重要な指摘事項がない旨を取締役に報告している。

また、保険業法第111条第1項の規定にもとづき公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書等については、会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

なお、事業年度の末日において、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況その他経営に重要な影響を及ぼす事象はありません。

### (1) 貸借対照表

(資産の部)

(単位：百万円)

科目	平成20年度 (平成21年3月31日現在)		平成21年度 (平成22年3月31日現在)	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
現金及び預貯金	24,275	2.4	22,352	2.0
預貯金	24,275		22,352	
コールローン	8,819	0.9	28,254	2.6
金銭の信託	13,495	1.3	13,692	1.3
有価証券	953,118	93.9	1,006,947	92.2
国債	412,278		457,324	
地方債	2,581		80	
社債	159,650		120,593	
外国証券	369,151		425,813	
その他の証券	9,456		3,135	
有形固定資産	79	0.0	67	0.0
建物	41		40	
その他の有形固定資産	37		26	
無形固定資産	151	0.0	334	0.0
ソフトウェア	151		334	
その他の無形固定資産	0		0	
その他資産	15,036	1.5	20,547	1.9
再保険貸	8,257		8,628	
未収金	271		7	
未収収益	4,081		5,265	
預託金	54		54	
仮払金	106		119	
金融派生商品	2,264		6,472	
繰延税金資産	78	0.0	76	0.0
資産の部合計	1,015,053	100.0	1,092,272	100.0

(負債の部)

(単位：百万円)

科目	平成20年度 (平成21年3月31日現在)		平成21年度 (平成22年3月31日現在)	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
保険契約準備金	545,484	53.7	586,241	53.7
支払準備金	228		420	
責任準備金	545,255		585,820	
受託金	446,886	44.0	473,207	43.3
その他負債	17,861	1.8	14,885	1.4
再保険借	5,431		5,507	
未払法人税等	294		952	
預り金	3		2	
未払金	609		1,144	
金融派生商品	11,522		7,278	
退職給付引当金	102	0.0	110	0.0
役員退職慰労引当金	9	0.0	13	0.0
賞与引当金	19	0.0	18	0.0
特別法上の準備金	7	0.0	7	0.0
価格変動準備金	7		7	
地震保険評価差額金	3,063	0.3	16,154	1.5
負債の部合計	1,013,435	99.8	1,090,639	99.9

(純資産の部)

(単位：百万円)

科目	平成20年度 (平成21年3月31日現在)		平成21年度 (平成22年3月31日現在)	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
資本金	1,000	0.1	1,000	0.1
利益剰余金	617	0.1	622	0.1
利益準備金	1		1	
その他利益剰余金	616		621	
特別積立金	17		17	
価格変動特別積立金	39		39	
繰越利益剰余金	559		564	
自己株式	△5	△0.0	△5	△0.0
株主資本合計	1,611	0.2	1,616	0.1
その他有価証券評価差額金	6	0.0	16	0.0
評価・換算差額等合計	6	0.0	16	0.0
純資産の部合計	1,617	0.2	1,633	0.1
負債及び純資産の部合計	1,015,053	100.0	1,092,272	100.0

## 平成21年度の注記事項

## 1. 有価証券の評価基準、評価方法及び表示方法

- (1) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っています。
- (2) その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法により行っています。
- (3) 地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産の評価差額について、税効果控除前の額を、保険業法施行規則に基づき、負債の部に「地震保険評価差額金」として表示しています。それ以外の評価差額については税効果控除後の額を全部純資産直入法により処理し、純資産の部に表示しています。また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。

## 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。
- (2) 運用目的及び満期保有目的のいずれにも該当しない有価証券の保有を目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、その他有価証券と同じ方法により行っています。

## 3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

## 4. 有形固定資産の減価償却は、定率法により行っていますが、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法により行っています。

## 5. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却は、社内の利用可能期間(5年)に基づく定額法により行っています。

## 6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準を適用しています。

## 7. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てることとしています。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しています。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき財務部が資産査定を実施し、当該部署から独立した管理部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っています。なお、当期は引当の対象となる資産がないため計上を行っていません。

## (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付債務は、自己都合退職による期末要支給額を基に計算する簡便法により算出しています。

## (3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上しています。

## (4) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額基準により算出しています。

## (5) 価格変動準備金

価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。

## 8. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

## (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は再保険金の支払いに備え、価格変動リスク・信用リスク・流動性リスクの小さいこと、即ち健全性を第一義とし、これに収益性を加味した資産運用を行っています。

このため当社が保有する金融資産は、主に内外の高格付の中期債であり、各リスクについては定期的に時価や信用情報を把握、管理しています。

デリバティブ取引は、主に外貨建債券の為替変動リスクに対する先物為替予約で、実需の範囲内で行うこととしています。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
①現金及び預貯金	22,352	22,509	157
②コールローン	28,254	28,254	—
③金銭の信託	13,692	13,692	—
④有価証券			
その他有価証券	1,006,947	1,006,947	—
⑤デリバティブ取引(※)	(806)	(806)	—

(※) その他資産及びその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しています。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で表示しています。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

## ①現金及び預貯金

満期のない預貯金や満期が期末日より1年以内の定期預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期が期末日より1年を超える定期預金の時価については、将来キャッシュ・フローを同様の新規預入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しています。

## ②コールローン

短期間で決済されるため、当該帳簿価額によっています。

## ③金銭の信託

信託銀行から提示された価格によっています。

## ④有価証券

時価は原則として市場価格等に基づいており、日本証券業協会の売買統計参考値、外部業者(外部ベンダー、ブローカー)より入手しています。

## ⑤デリバティブ取引

取引先の金融機関から提示された価格によっています。

## 9. 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っています。

## 10. 責任準備金の内訳項目である危険準備金は、責任準備金の算出方法書に基づき、正味純保険料の額と資産の運用によって生じた利益から法人税等相当額を除いた額を危険準備金として累積して積み立てています。

## 11. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

## 12. 有形固定資産の減価償却累計額は、129百万円です。

## 13. 繰延税金資産の総額は90百万円、繰延税金負債の総額は9百万円です。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は4百万円です。

繰延税金資産の発生の主原因別の内訳は、未払事業税21百万円、未払地方法人特別税14百万円、退職給付引当金40百万円、賞与引当金6百万円、価格変動準備金2百万円です。繰延税金負債の発生の主原因は、その他有価証券評価差額金9百万円です。

14. 1株当たりの純資産額は821円32銭です。算定の基礎である純資産額は1,633百万円、普通株式に係る純資産額は1,633百万円。普通株式の当期末株式数は1,988千株です。

15. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

## (2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)
	金額	金額	金額
経常収益		84,993	99,464
保険引受収益		70,546	79,278
正味収入保険料		67,126	72,225
積立保険料等運用益		3,420	7,052
資産運用収益		14,445	20,186
利息及び配当金収入		14,224	17,222
金銭の信託運用益		273	86
有価証券売却益		27	582
金融派生商品収益		3,267	9,326
その他運用収益		72	21
積立保険料等運用益振替		△3,420	△7,052
その他経常収益		2	0
経常費用		84,792	98,512
保険引受費用		69,884	77,828
正味支払保険金		9,350	5,544
損害調査費		1,391	653
諸手数料及び集金費		29,423	30,872
支払備金繰入額		50	192
責任準備金繰入額		29,668	40,565
資産運用費用		11,090	14,359
金銭の信託運用損		-	158
有価証券売却損		6	562
為替差損		10,979	13,550
その他運用費用		104	88
営業費及び一般管理費		942	1,007
その他経常費用		2,875	5,317
支払利息		2,875	5,317
その他経常費用		0	-
経常利益		200	951
特別利益		0	0
価格変動準備金戻入額		0	0
特別損失		0	0
固定資産処分損		0	0
税引前当期純利益		201	951
法人税及び住民税		202	950
法人税等調整額		△13	△4
法人税等合計		188	946
当期純利益		12	5

## 平成21年度の注記事項

1. 正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	148,349百万円
支払再保険料	76,123百万円
差引	72,225百万円

2. 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	219百万円
コールローン利息	11百万円
有価証券利息	16,991百万円
計	17,222百万円

3. 金融派生商品収益中の評価損益は806百万円の損です。

4. 1株当たりの当期純利益は2円58銭です。

算定上の基礎である当期純利益は5百万円、普通株式に係る当期純利益は5百万円、普通株式の期中平均株式数は1,988千株です。

5. 当期末における法定実効税率は36.21%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は99.46%であり、この差異の主内訳は、危険準備金有税繰入額の損金不算入額67.62%、危険準備金に係る広告宣伝費用損金算入額△4.56%です。

6. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

## (3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)
		金額	金額
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税引前当期純利益(△は損失)		201	951
減価償却費		45	83
支払備金の増減額(△は減少)		50	192
責任準備金の増減額(△は減少)		29,668	40,565
受託金の増減額(△は減少)		22,903	26,320
退職給付引当金の増減額(△は減少)		8	7
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)		△4	4
賞与引当金の増減額(△は減少)		2	△1
価格変動準備金の増減額(△は減少)		△0	△0
利息及び配当金収入		△14,224	△17,222
有価証券関係損益(△は益)		△20	△19
為替差損益(△は益)		10,631	5,360
有形固定資産関係損益(△は益)		0	0
その他資産(除く投資活動関連、 財務活動関連)の増減額(△は増加)		△392	△120
その他負債(除く投資活動関連、 財務活動関連)の増減額(△は減少)		180	610
その他		5,662	△8,446
小計		54,713	48,285
利息及び配当金の受取額		13,277	15,664
法人税等の支払額		△3	△298
営業活動によるキャッシュ・フロー		67,987	63,651
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
預貯金の純増減額(△は増加)		1,500	2,500
有価証券の取得による支出		△325,785	△275,224
有価証券の売却・償還による収入		259,489	229,340
資産運用活動計		△64,795	△43,383
(営業活動及び資産運用活動計)		(3,191)	(20,267)
有形固定資産の取得による支出		△17	△11
その他		△156	△243
投資活動によるキャッシュ・フロー		△64,969	△43,639
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
現金及び現金同等物に係る換算差額		-	-
現金及び現金同等物の増加額		3,017	20,012
現金及び現金同等物期首残高		7,276	10,294
現金及び現金同等物期末残高		10,294	30,306

## 注記事項

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	(単位：百万円)	
	(平成21年3月31日現在)	(平成22年3月31日現在)
現金及び預貯金	24,275	22,352
コールローン	8,819	28,254
有価証券	953,118	1,006,947
預入期間が3ヶ月を超える預貯金	△ 22,800	△ 20,300
現金同等物以外の有価証券	△ 953,118	△ 1,006,947
現金及び現金同等物	10,294	30,306

2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。



(4) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)
		金額	金額
株主資本			
資本金			
前期末残高		1,000	1,000
当期変動額			
新株の発行		-	-
当期変動額合計		-	-
当期末残高		1,000	1,000
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高		1	1
当期変動額			
剰余金の配当		-	-
当期変動額合計		-	-
当期末残高		1	1
その他利益剰余金			
特別積立金			
前期末残高		17	17
当期変動額			
当期変動額合計		-	-
当期末残高		17	17
価格変動特別積立金			
前期末残高		39	39
当期変動額			
当期変動額合計		-	-
当期末残高		39	39
繰越利益剰余金			
前期末残高		546	559
当期変動額			
剰余金の配当		-	-
当期純利益		12	5
当期変動額合計		12	5
当期末残高		559	564
利益剰余金合計			
前期末残高		604	617
当期変動額			
剰余金の配当		-	-
当期純利益		12	5
当期変動額合計		12	5
当期末残高		617	622
自己株式			
前期末残高		△ 5	△ 5
当期変動額			
自己株式の処分		-	-
当期変動額合計		-	-
当期末残高		△ 5	△ 5
株主資本合計			
前期末残高		1,598	1,611
当期変動額			
新株の発行		-	-
剰余金の配当		-	-
当期純利益		12	5
自己株式の処分		-	-
当期変動額合計		12	5
当期末残高		1,611	1,616

科目	年度	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)
		金額	金額
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高		15	6
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)		△ 9	10
当期変動額合計		△ 9	10
当期末残高		6	16
評価・換算差額等合計			
前期末残高		15	6
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)		△ 9	10
当期変動額合計		△ 9	10
当期末残高		6	16
純資産合計			
前期末残高		1,614	1,617
当期変動額			
新株の発行		-	-
剰余金の配当		-	-
当期純利益		12	5
自己株式の処分		-	-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)		△ 9	10
当期変動額合計		3	15
当期末残高		1,617	1,633

(注) 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,000,000	-	-	2,000,000
合計	2,000,000	-	-	2,000,000
自己株式額				
普通株式	11,400	-	-	11,400
合計	11,400	-	-	11,400

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(5) 1株当たりの配当等及び1人当たりの総資産額

(単位：百万円)

区分	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1株当たり配当金		-	-	-
1株当たり当期純利益		2.21円	6.30円	2.58円
配当性向		-	-	-
1株当たり純資産額		812.01円	813.57円	821.32円
従業員1人当たり総資産額		39,832	36,251	42,010

(注) 1. 1株当たり当期純利益は  $\frac{\text{当期純利益}}{\text{期中平均株数(加重平均)}}$  により算出しています。

2. 1株当たり情報の計算については、自己株式数を控除して算出しています。

3. 従業員1人当たり総資産額は  $\frac{\text{期末総資産}}{\text{期末従業員数}}$  により算出しています。

2 リスク管理債権

次の5項目については、該当ありません。

(1) 破綻先債権、(2) 延滞債権、(3) 3ヶ月以上延滞債権、(4) 貸付条件緩和債権、(5) リスク管理債権の合計額

### 3 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

### 4 債務者区分に基づいて区分された債権

次の4項目については、該当ありません。

(1) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権、(2) 危険債権、(3) 要管理債権、(4) 正常債権

### 5 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

区分	年度	平成20年度末	平成21年度末
(A)	ソルベンシー・マージン総額	463,262	506,735
	資本金等(純資産の部の合計から社外流出予定額、繰延資産及び評価・換算差額等を控除した額)	1,611	1,616
	価格変動準備金	7	7
	危険準備金	-	-
	異常危険準備金	460,081	496,708
	一般貸倒引当金	-	-
	その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	1,562	8,403
	土地の含み損益	-	-
	保険料積立金等余剰部分	-	-
	負債性資本調達手段等	-	-
	控除項目	-	-
	その他	-	-
(B)	リスクの合計額 $\sqrt{(R1+R2)^2+(R3+R4)^2}+R5+R6$	582,221	626,848
	一般保険リスク (R1)	-	-
	第三分野保険の保険リスク (R2)	-	-
	予定利率リスク (R3)	-	-
	資産運用リスク (R4)	10,805	8,957
	経営管理リスク (R5)	11,416	12,291
	巨大災害リスク (R6)	560,000	605,600
(C)	ソルベンシー・マージン比率 [(A)/(B)×1/2]×100	159.1%	161.6%

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定にもとづいて算出しています。

・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額です。

- ①保険引受上の危険： 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害(一般保険リスク)\*家計地震保険を除く(第三分野保険の保険リスク)に係る危険を除く。)
- ②予定利率上の危険： 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険(予定利率リスク)
- ③資産運用上の危険： 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等(資産運用リスク)
- ④経営管理上の危険： 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの(経営管理リスク)
- ⑤巨大災害に係る危険： 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災(巨大災害リスク)や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

・「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

#### ソルベンシー・マージン比率

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額：表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。

◎当社は、「地震保険に関する法律」にもとづき政府と地震保険再保険契約を締結しており、かつ同法に、政府は保険金支払のための資金のあっせん・融通に努める旨定めているなど特別の事業形態となっていることから、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第4項(注)により、当社のソルベンシー・マージン比率の数値は、上記水準の如何にかかわらず、行政当局が行う改善命令等の発動基準の数値としては使用しないことになっています。

(注) 条文は、次のとおりです。  
「保険会社が地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)第3条第1項(政府の再保険)に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社について、当該保険会社が該当する前条第1項の表の区分に応じた命令は、同表の非対象区分に掲げる命令とする。」

## 6 時価情報等(取得価額または契約価額、時価および評価損益)

### (1) 有価証券

#### ① その他有価証券で時価のあるもの

平成20年度末 (単位：百万円)

区 分	種 類	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公 社 債 株 式	482,714	487,886	5,171
	外 国 証 券	137,947	147,415	9,468
	そ の 他	5,000	5,006	6
	小 計	625,662	640,308	14,646
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公 社 債 株 式	88,618	88,623	△1,994
	外 国 証 券	237,898	221,735	△16,162
	そ の 他	4,810	4,450	△359
	小 計	331,327	312,810	△18,517
合 計		956,989	953,118	△3,870

平成21年度末 (単位：百万円)

区 分	種 類	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公 社 債 株 式	483,926	490,673	6,746
	外 国 証 券	269,042	279,448	10,405
	そ の 他	—	—	—
	小 計	752,969	770,121	17,152
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公 社 債 株 式	88,152	87,324	△828
	外 国 証 券	158,746	146,365	△12,381
	そ の 他	3,400	3,135	△264
	小 計	250,299	236,825	△13,473
合 計		1,003,268	1,006,947	3,678

#### ② 当期中に売却したその他有価証券 (単位：百万円)

種 類	平成20年度			平成21年度		
	売却額	売却益	売却損	売却額	売却益	売却損
そ の 他 有 価 証 券	83,063	27	6	58,208	582	562

次の項目については、該当ありません。

- ・ 売買目的有価証券
- ・ 満期保有目的の債券で時価のあるもの
- ・ 時価のない有価証券

### (2) 金銭の信託

#### ① 運用目的の金銭の信託 (単位：百万円)

種 類	平成20年度末		平成21年度末	
	貸借対照表計上額	損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	損益に含まれた評価差額
金 銭 の 信 託	10,000	—	10,000	—

#### ② 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

#### ③ 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託 (単位：百万円)

種 類	平成20年度末			平成21年度末		
	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
金 銭 の 信 託	3,750	3,495	△254	3,750	3,692	△57

### (3) デリバティブ取引情報

#### ① 取引の状況に関する事項

当社では外貨建資産に係る将来の為替相場の変動によるリスクをヘッジする目的で、為替予約取引、通貨オプション取引を行っているほか、債券に係る将来の金利変動リスクを軽減する等の目的で、債券先物取引、債券店頭オプション取引を行っています。

当社が利用しているデリバティブ取引は相場の変動による市場リスクを有していますが、大部分は現物資産をヘッジする目的で行っているため、当該取引の損失のみが発生することはありません。また、一部購入予定の債券に関してオプション取引を利用する場合がありますが、量的制限を設けているため、リスクは限定的です。

取引先は信用度の高い金融機関であるため、契約不履行等の信用リスクはほとんどないと考えています。

当社のデリバティブ取引の状況は取引執行部門と分離したリスク管理部門がチェックし、定期的に常務会等へ報告しています。

#### ② 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引における「契約額等」は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が、そのままデリバティブ取引に係る市場リスクや信用リスク等を表すものではありません。

#### ③ デリバティブ取引の契約額等、時価および評価損益

##### (イ) 通貨関連

(単位：百万円)

区 分	種 類	平成20年度末				平成21年度末			
		契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
		うち1年超	1年以内			うち1年超	1年以内		
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	売 建								
	米 ド ル	52,984	33,907	53,582	△598	22,549	6,394	21,870	679
	ユ ー ロ	141,384	103,181	150,169	△8,785	229,048	71,341	230,469	△1,420
	カナダドル	1,211	1,211	1,085	126	1,211	—	1,276	△64
合 計				△9,257					△806

(注) 時価の算定方法

為替予約取引……………為替相場は先物相場を使用しております。

その他の時価情報等は、該当ありません。

# 用語の解説～地震保険を理解するために～

## あ 行

### 一部損

地震保険における一部損とは、保険の目的が建物の場合、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする損害を受け、主要構造部（基礎・柱・壁・屋根等）の損害の額が、その建物の保険価額の3%以上20%未満となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の10%以上30%未満となった場合の損害の程度をいいます。

### 受再保険会社

出再保険会社から、再保険契約を引き受ける保険会社のことをいいます。

## か 行

### 価格変動準備金

保険会社が保有する有価証券などの価格変動による損失に備えるための準備金をいいます。

### 家計保険

家庭の様々な危険に対処するため、個人が加入する保険で、企業経営の立場から利用される企業保険と区別するために使われます。個人の住居や家財に対する火災保険・地震保険、家庭用の自動車に対する自動車保険などが家計保険に属します。

### 危険準備金

将来生じうる地震、津波、噴火による保険金の支払いに備えて、当社が積み立てる準備金をいいます。

### 警戒宣言

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）にもとづく警戒宣言のことで、内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、地震に対する警戒体制を執るよう公示等をするようになっていきます。

警戒宣言が発せられた場合、「地震保険に関する法律」にもとづき、地震防災対策強化地域に所在する建物・家財について地震保険の新規契約の引受けおよび既契約分の契約金額の増額はできないことになっています。なお、警戒宣言発令中に満期を迎える地震保険契約については、契約金額が同額以下であれば、継続して契約できます。

## さ 行

### 再保険

保険会社が元受保険契約にもとづく保険金支払責任のすべて、または一部分を別の保険会社に転嫁することをいいます。これは、保険経営に不可欠な大数の法則が働くためには同質の危険を数多く集める必要があり、危険の平均化を十分に行わなければならないためです。

### 再々保険

再保険を引き受けた保険会社が、危険分散などのために引き受けた責任の一部または全部を、更に他の保険会社に転嫁すること

をいいます。

### 再保険料

保険会社が自ら引き受けた契約を、他の保険会社に再保険するときに支払う保険料のことをいいます。

### 再保険金

再保険を引き受けた保険会社（受再保険会社）が再保険を出した保険会社（出再保険会社）に支払う保険金のことをいいます。また、出再者が受再者から再保険金を受け取ることを「再保険金の回収」といいます。

### 再保険手数料

受再保険会社が出再保険会社へ、再保険引受に対して再保険料の一定率を支払う手数料のことです。

### 時価額

新築価額から、使用年数に相当する減価額を控除した価額をいいます。

### 事業費

保険事業を遂行するための費用で、損害保険会計では、損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料および集金費を総称しています。

### 地震保険評価差額金

地震保険の責任準備金および地震保険に係る受託金に対応する資産の評価差額をいいます。

### 支払備金

保険契約上の支払義務が生じている保険事故で、未だ保険金を支払っていないものについて、将来の保険金支払いのために積み立てる準備金をいいます。

### 出再保険会社

自ら引き受けた保険責任のうち、危険分散などのためにその一部または全部を再保険として転嫁する会社のことをいいます。

### 正味収入保険料

元受保険料に再保険料を加減(受再保険料を加え、出再保険料を控除する)し、さらに、積立保険料と諸返戻金を控除した保険料のことです。

### 責任限度額

地震保険では、1回の地震、津波、噴火または1会計年度ごとの保険金支払に対する当社、損害保険会社および政府の負担額が決まっています。それぞれが責任を負担する最大の金額を責任限度額といいます。それぞれの責任限度額の合計額は総支払限度額と一致しています。

### 責任準備金

将来生じうる保険契約上の債務に対して保険会社が積み立てる準備金をいいます。

### 全 損

地震保険における全損とは、保険の目的が建物の場合には、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする損害を受け、主要構造部（基礎・柱・壁・屋根等）の損害の額が、その建物の保険価額の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の

70%以上となった場合の損害の程度をいいます。  
家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の80%以上となった場合の損害の程度をいいます。

#### 総支払限度額

「地震保険に関する法律」にもとづき、1回の地震等によって政府および保険会社が支払う保険金の最大支払額である総支払限度額が定められています。総支払限度額は現時点において有効な地震保険契約の予想最大損害額にもとづいて決められており、関東大震災程度のものが再来した場合に想定しうる保険金支払いを賄えることを目途に決定されています。

なお、仮に支払保険金の総額がこの総支払限度額を超過するようなことがあれば、支払保険金総額に対する総支払限度額の割合によって、各契約ごとの保険金を削減することができることになっています。

#### 損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき設立された、損害保険における公正な保険料率の算出の基礎とし得る料率を算出する団体です。

#### 損害率

一定期間における収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。通常は正味保険金に損害調査費を加えた額を正味収入保険料で除した割合をいいます。

## た 行

#### 大数の法則

個々に見れば偶然な事柄でも、多数についてみれば、そこに一定の確率が見られるという法則のことをいいます。サイコロを振って1の目が出る割合は、振る回数を極めて多くすれば、1/6に近づきます。火災、交通事故、傷害なども、それぞれ非常に多数の家、車、人について考えると、一定の発生頻度が見られます。この法則は保険料率算出上の統計的基礎になっています。地震は被害が全くない年がある一方、一旦おこるや突発的に異常巨大な被害をもたらす特徴をもっており、大数の法則にのりにくいといわれています。

#### 超過損害額再保険特約

1事故による損害額が一定限度を超過した場合、その超過損害額を、ある限度を定めててん補する再保険の方式です。

#### 特約再保険

出再保険会社と受再保険会社との間で、あらかじめ再保険取引についての包括的な取り決めがなされ、これにもとづいて対象となる元受保険契約が自動的かつ包括的に再保険される契約をいいます。

## は 行

#### 半 損

地震保険における半損とは、保険の目的が建物の場合には、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする損害を受け、主要構造部（基礎・柱・壁・屋根等）の損害の額が、その建物の保険価額の20%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延

床面積の20%以上70%未満となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の30%以上80%未満となった場合の損害の程度をいいます。

#### 保険価額

地震保険の場合には、損害が生じた地および時における保険の目的の価額をいいます。

#### 保険期間

保険会社が保険契約にもとづく責任を負う期間のことをいい、その期間内に保険事故が発生した場合に保険会社は責任を負いません。

#### 保険金額

保険契約に際して、保険会社と保険契約者との間で定めた契約金額をいいます。この金額は保険事故が発生した場合に保険会社が支払う保険金の限度額です。

#### 保険の目的

保険を付ける対象のことをいいます。地震保険では建物・家財がこれにあたります。

## ま 行

#### 元受保険会社（元受社）

一般の契約者から直接に保険を引き受ける会社を元受社とといいます。

#### 元受保険契約

保険会社が一般の契約者から引き受ける保険契約を元受保険契約とといいます。



 **日本地震再保険株式会社**  
<http://www.nihonjishin.co.jp/>